

# 平成 30 年北海道胆振東部地震 対応検証報告書

平成 31 年 3 月

札 幌 市

はじめに

平成 30 年 9 月 6 日 3 時 7 分、北海道胆振地方中東部の深さ 37 k m を震源とするマグニチュード 6.7 の地震が発生しました。

札幌市では、この地震により東区において震度 6 弱を観測したほか、市内の広い範囲で震度 5 弱以上の強い揺れに見舞われ、死者 2 名、負傷者 298 名もの人的被害が発生するとともに、清田区では液状化現象により多くの住宅に被害が及び、多くの箇所道路の隆起や陥没、断水などが発生しました。

お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

札幌市において震度 5 以上の地震を観測したのは、1923 年の統計開始以来はじめてのことであり、市民の皆様にとって、このような災害はこれまでに経験したことのないものでした。

さらに、地震に起因して道内全域の約 295 万戸が停電するブラックアウトが発生しましたが、これは、私達の想定範囲を大きく超える事態であり、地震による直接的な被害と併せて市民の皆様の生活に大きな影響を与えることとなりました。

札幌市としては、こうした経験を踏まえ、将来にわたり市民の皆様が安心して安全に暮らすことができるよう、防災体制を一層強化しなければなりません。そのためには、地震に対する一連の対応を振り返り、そこから見えた課題を整理し、その改善を図ることが不可欠です。また、この地震により何が起き、どのように対応したのかを後世に伝えることも重要です。

札幌市では、これまでの間、一連の対応についての検証を進め、このたび、報告書として取りまとめました。この検証結果を今後の防災体制強化のための基礎資料とし、災害に強いまちづくりを進めるため、一丸となって全力で取組んでまいります。

平成 31 年（2019 年）3 月

札幌市長 秋元克広

# 目 次

第1章 検証の目的と手順	1
第2章 市民の意見等	
1 市民アンケート調査	
(1) 調査の目的・方法	2
(2) 回収結果	2
(3) 調査結果の概要	2
(4) 調査結果から見えた市民ニーズや課題	8
2 市民から寄せられた意見や新聞報道等による指摘	10
3 有識者等へのヒアリング	
(1) 有識者からの意見・助言等	12
(2) 要配慮者関係団体からの聞き取り	15
第3章 課題及び改善に向けた取組	
1 課題及び改善に向けた取組	
(1) 職員の参集	17
(2) 災害対策本部の運営	18
(3) 避難所の開設・運営	21
(4) 市民等への情報提供	26
(5) 被災者支援	28
(6) 旅行者を含む帰宅困難者対策	29
(7) 停電による影響	31
(8) その他	33
2 改善に向けた取組（取組時期別）	35

## 資料1 北海道胆振東部地震 被害の概要

- 1 地震の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 2 被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
  - (1) 人的被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
  - (2) 物的被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
  - (3) ライフライン等の被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
  - (4) 市有施設の被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
  - (5) 各地区の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3 避難の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

## 資料2 災害対策本部の対応状況

- 1 札幌市の災害対応体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 2 対応状況
  - (1) 本部事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
  - (2) 被災者支援室、清田区里塚地区市街地復旧推進室・・・・・・・・ 51
- 3 関係機関等との連携及び支援
  - (1) 災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
  - (2) 被災者生活再建支援法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
  - (3) 自衛隊の災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
  - (4) 協定に基づく支援受入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
  - (5) 震災復興支援寄付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
  - (6) 災害義援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
  - (7) さぽーとほっと基金内のテーマ基金  
「北海道胆振東部地震被災者支援活動基金」・・・・・・・・ 59
  - (8) その他の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

## 資料3 避難所の対応状況

- 1 避難所の開設・運営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

# 第1章 検証の目的と手順

## 1 目的

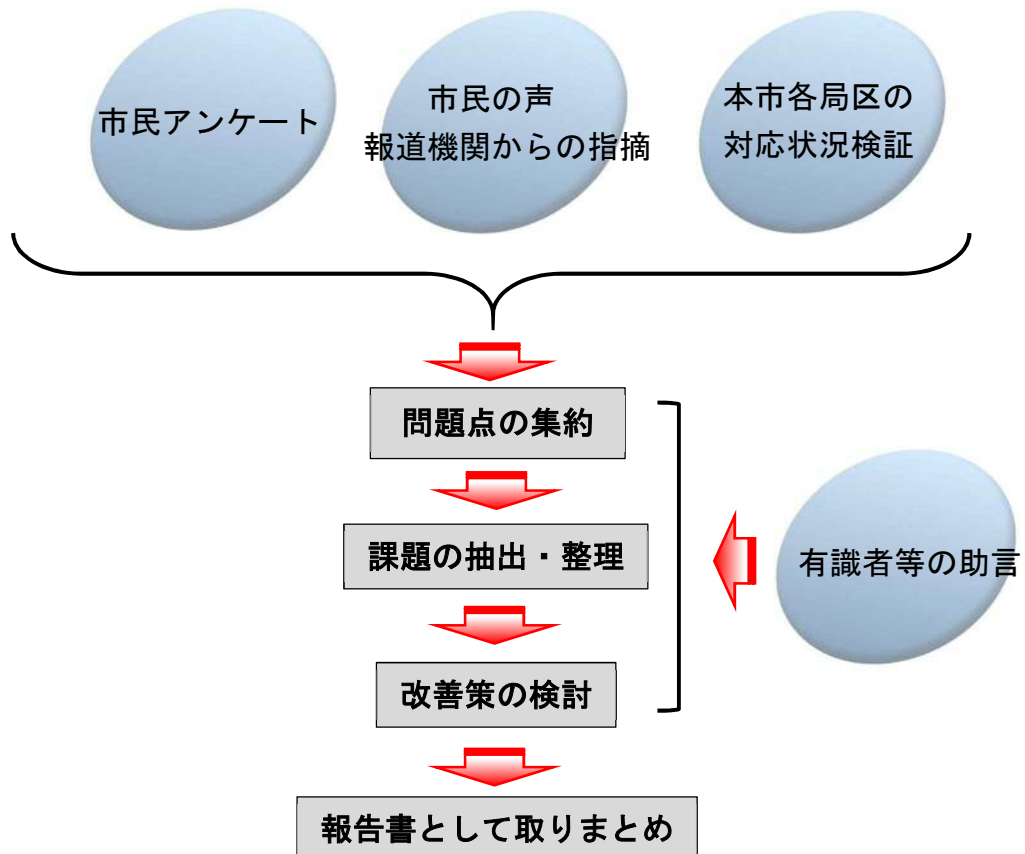
平成30年北海道胆振東部地震の発生に伴い、札幌市は地震に起因する市災害対策本部及び各区災害対策本部を初めて設置し災害応急対策にあたった。

この地震に対する本市の一連の対応では、各部局において様々な課題が浮き彫りとなったところであるが、札幌市危機管理基本指針に基づく対応状況の検証を行うことにより、全庁的な課題の整理を行うとともに、改善に向けた取組を検討し本部運営体制の見直し、地域防災計画や各種マニュアルの修正などへ繋げることで、今後の防災体制の一層の強化を図ることを目的とし検証を実施した。

## 2 手順

検証の実施にあたっては、各部・各区の対応状況調査、市民アンケート調査、電話やインターネットにより市民から寄せられた意見及び報道機関からの指摘事項などを総括し、職員の参集、災害対策本部の運営、避難所の開設・運営などについて、全庁的な課題を整理するとともに、改善に向けた取組の検討を行った。

また、問題点の集約から課題の抽出・整理、さらに改善に向けた取組を検討する過程においては、有識者等からの助言を受けている。



## 第2章 市民の意見等

### 1 市民アンケート調査

#### (1) 調査の目的・方法

札幌市として初めて経験する最大震度6弱の地震を受け、市民がどう行動したのかという実態を把握するとともに、地震の発生前後で市民の災害への備えに対する意識がどのように変化したのかを調査し、そこから見えた市民ニーズや課題を今回の検証に反映させるなど、今後の防災対策に活かすことを目的として市民アンケート調査を実施した。

##### 【調査期間】

平成30年11月7日（水）から22日（木）まで

##### 【調査対象】

札幌市内の満20歳以上の男女5,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

##### 【調査方法】

調査票を郵送し、返信用封筒で回収

#### (2) 回収結果

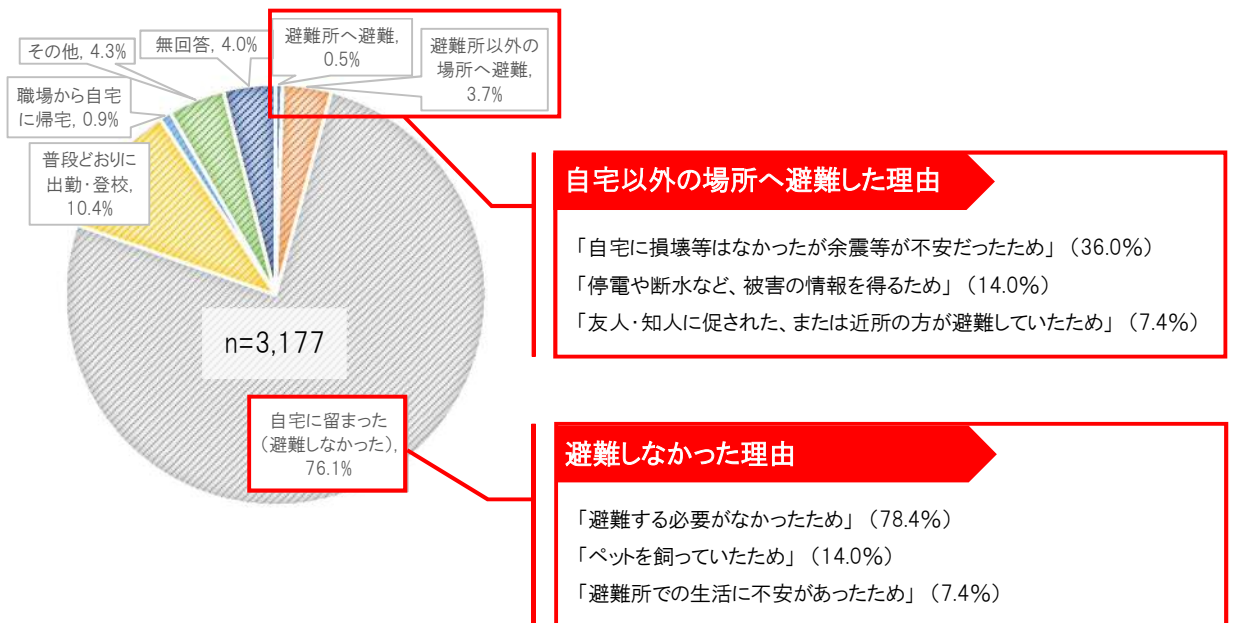
3,177件（回答率63.5%）

#### (3) 調査結果の概要

##### ア 地震発生時の行動や状況

##### （ア）地震発生後の行動とその理由

・「自宅以外の場所へ避難した」	・・・	136人（4.3%）
・「自宅に留まった（避難しなかった）」	・・・	2,418人（76.1%）



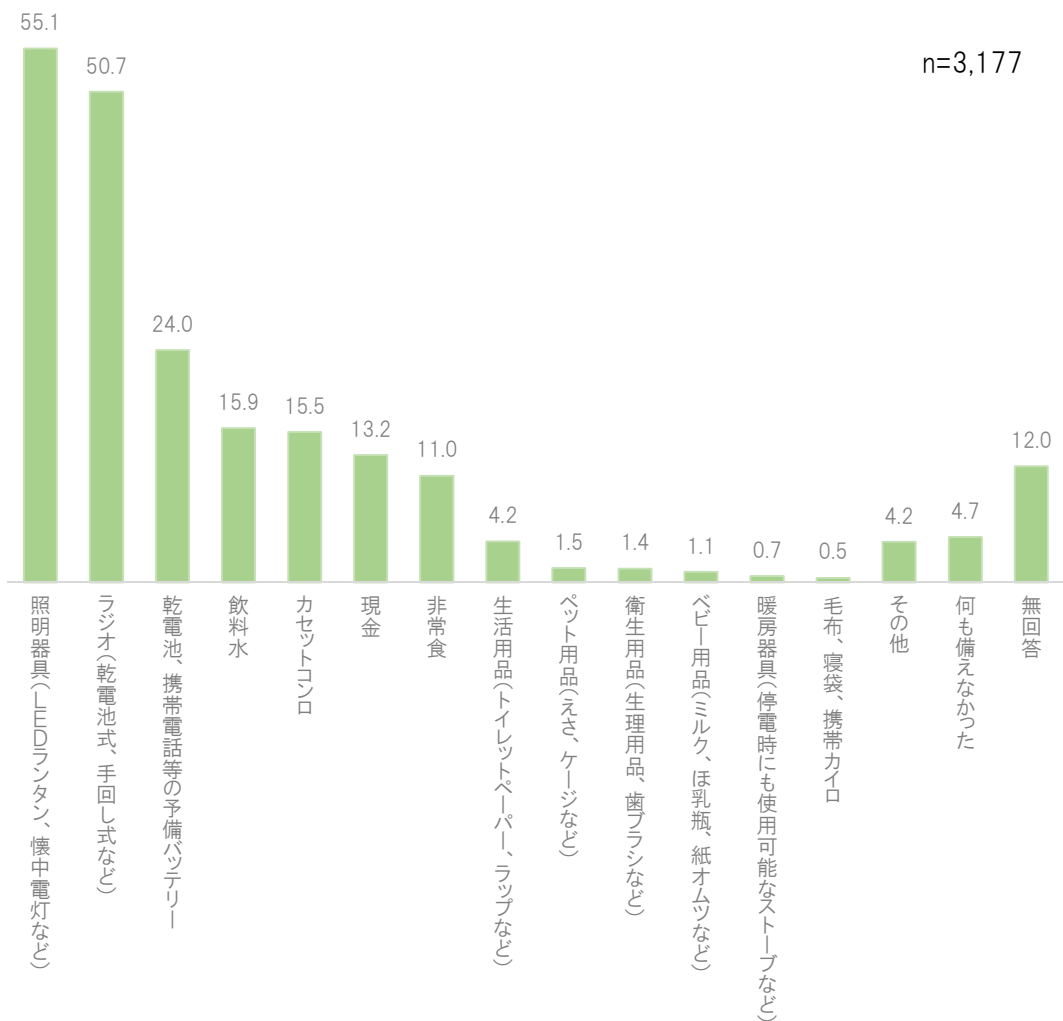
(イ) 困ったこと、不安に感じたこと

避難所へ避難した方 (n=17)
「就寝環境 (床が固い、毛布が足りないなど)」 (35.3%)
「プライバシーの確保」 (35.3%)
「トイレの衛生環境」 (23.5%)
「災害情報 (震度や停電、断水情報など) の入手」 (23.5%)
「携帯電話の充電」 (23.5%)

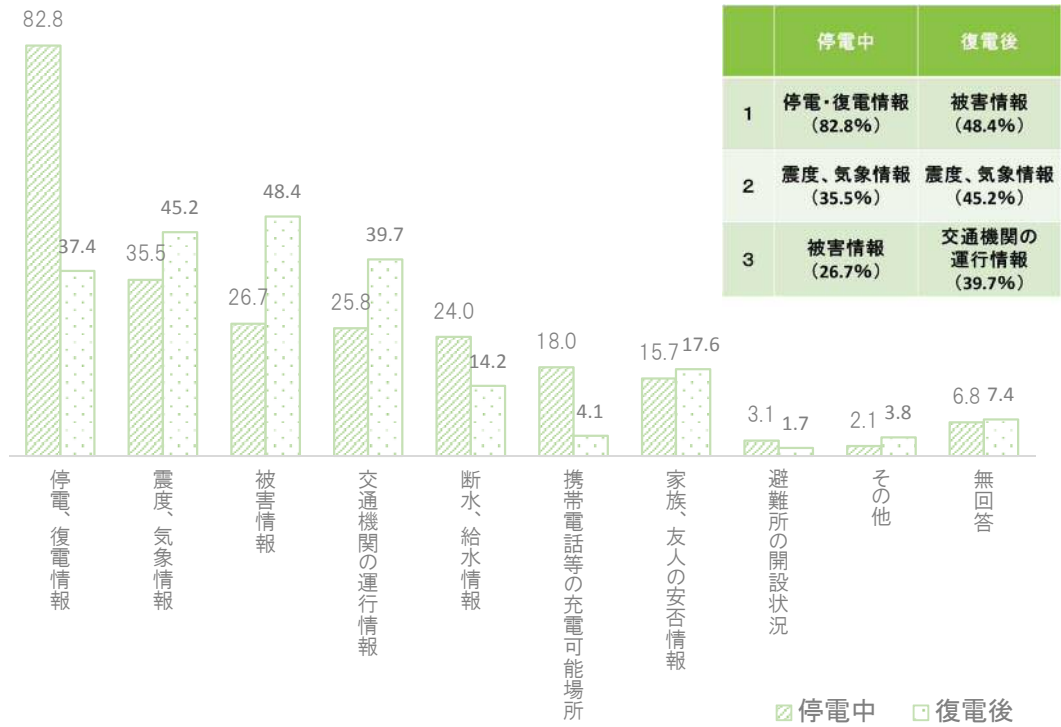
自宅に留まった(避難しなかった)方 (n=2,418)
「携帯電話等の充電」 (39.6%)
「灯り、照明の確保」 (35.5%)
「トイレ、入浴」 (24.4%)
「食料品の確保」 (21.4%)
「災害情報 (震度や停電、断水情報など) の入手」 (21.4%)

(ウ) 特に役に立った家庭の備蓄品

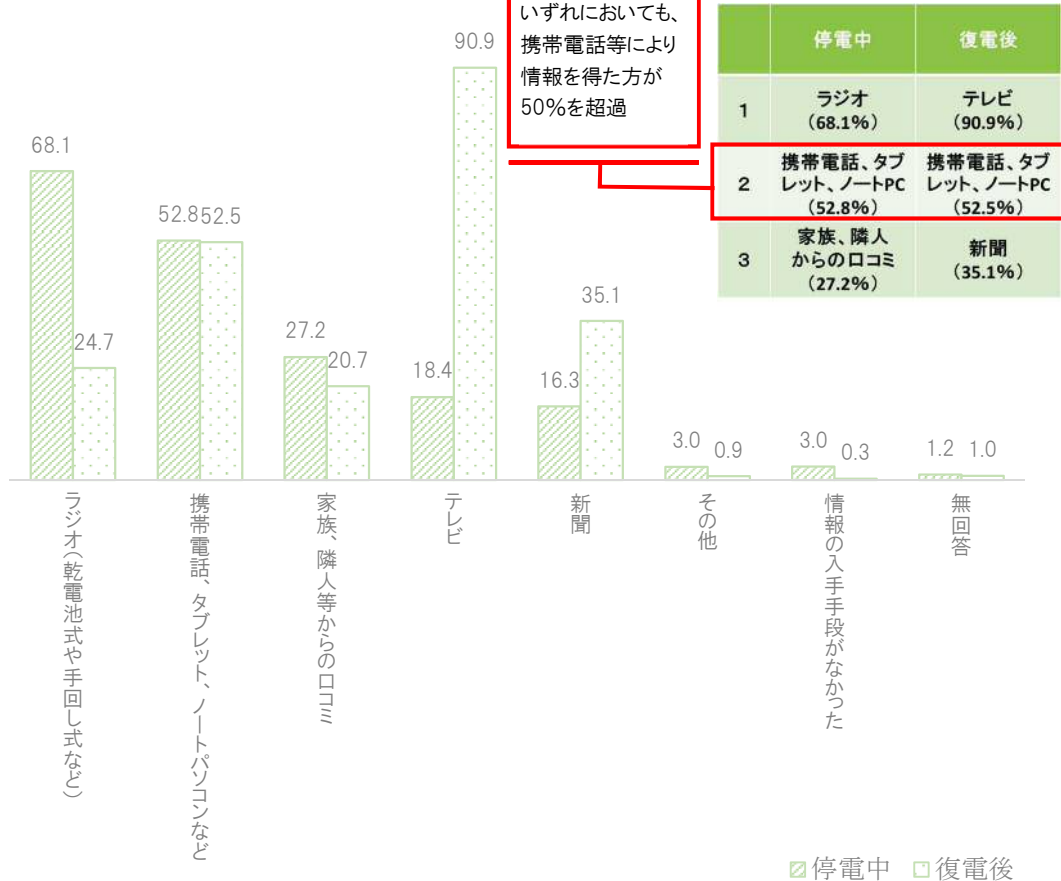


(エ) 必要とした情報とその入手手段

《必要とした情報》 n=3,177

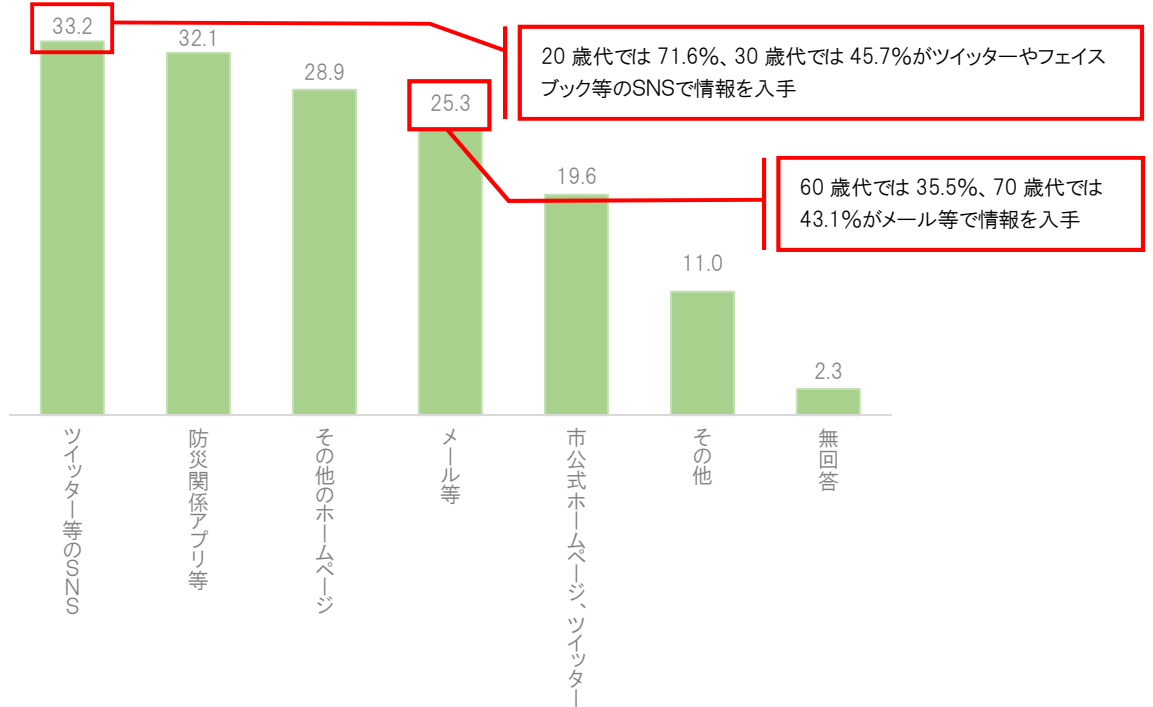


《情報の入手手段》 n=3,177





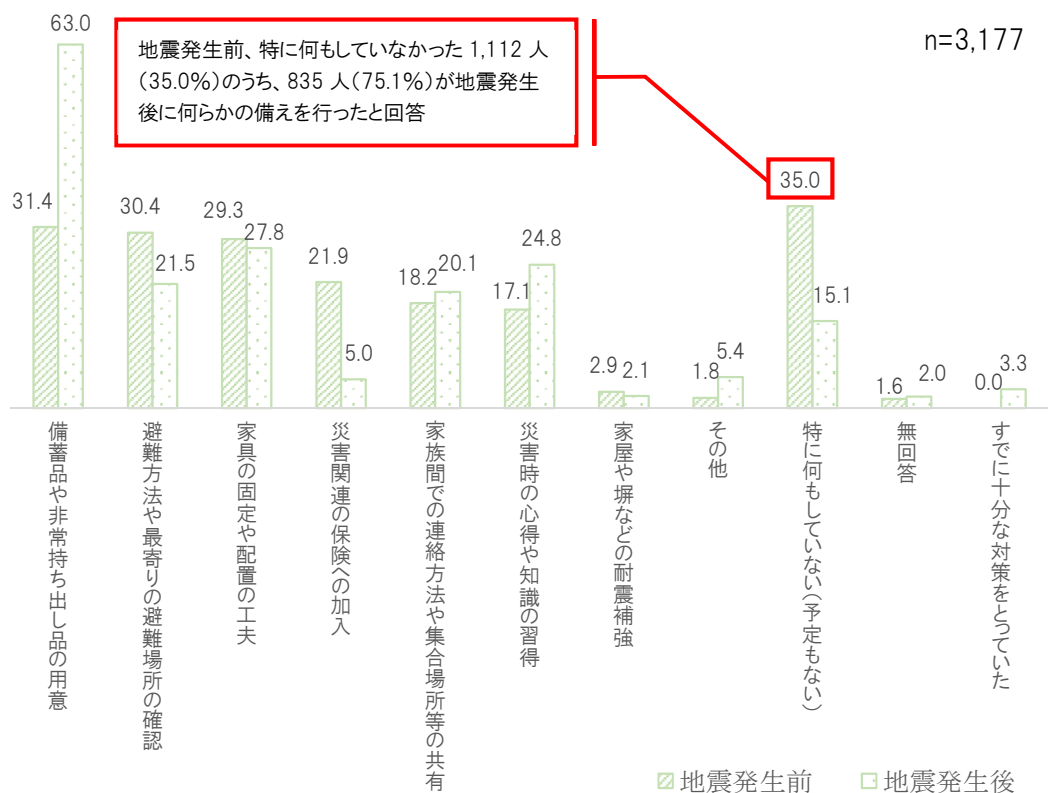
《情報の入手経路》 n=1,677（携帯電話、タブレット等により情報を入手した方のみ）



イ 地震発生前後の意識変化

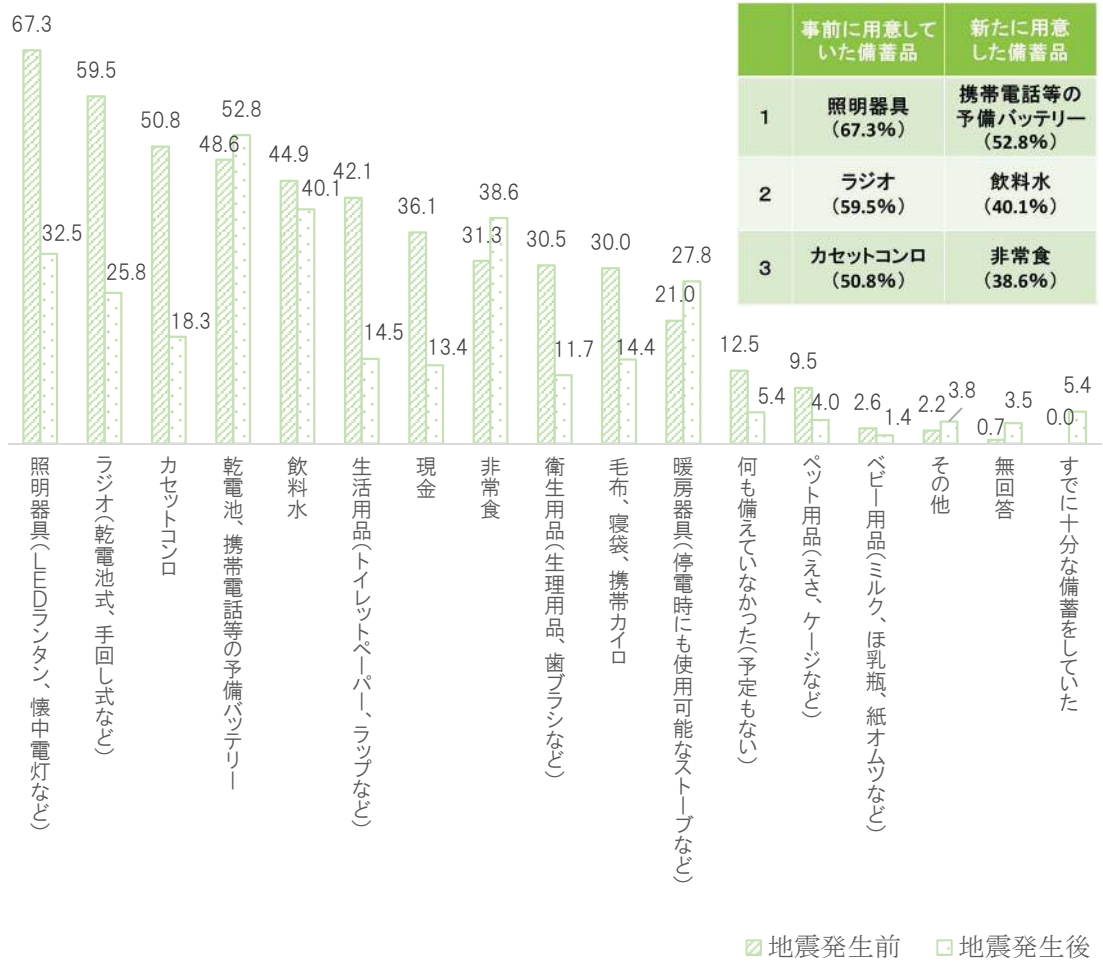
(ア) 家庭での備え

・「備えをしていた」	地震発生前：2,013人（63.4%）	地震発生後：2,634人（82.9%）
・「備えをしていなかった」	地震発生前：1,112人（35.0%）	地震発生後：481人（15.1%）



(イ) 家庭での備蓄品

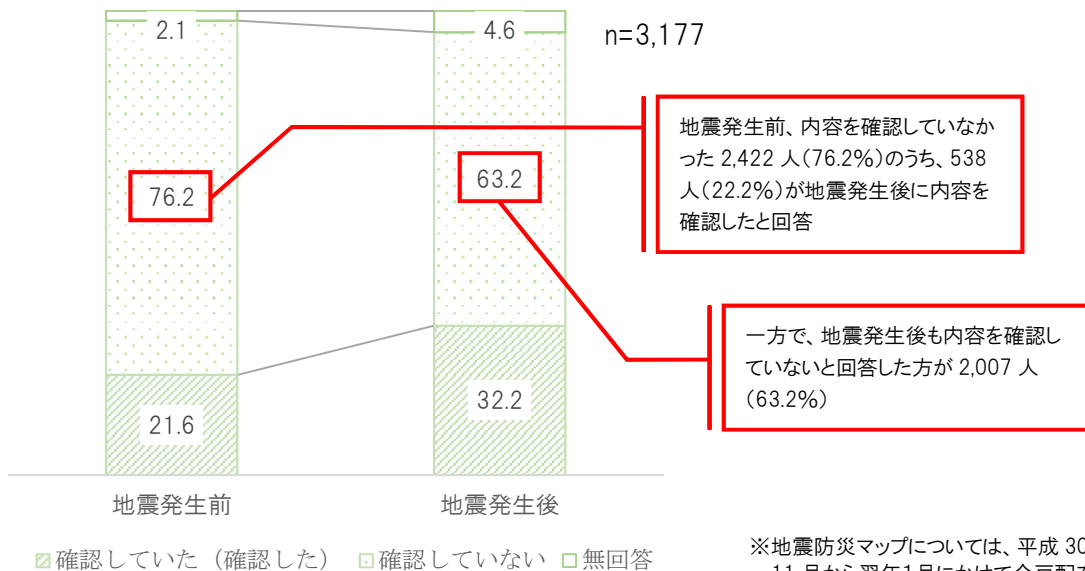
n=3,177



(ウ) 地震防災マップの活用

・「内容を確認していた (確認した)」  
 地震発生前 : 687 人 (21.6%)      地震発生後 : 1,024 人 (32.2%)

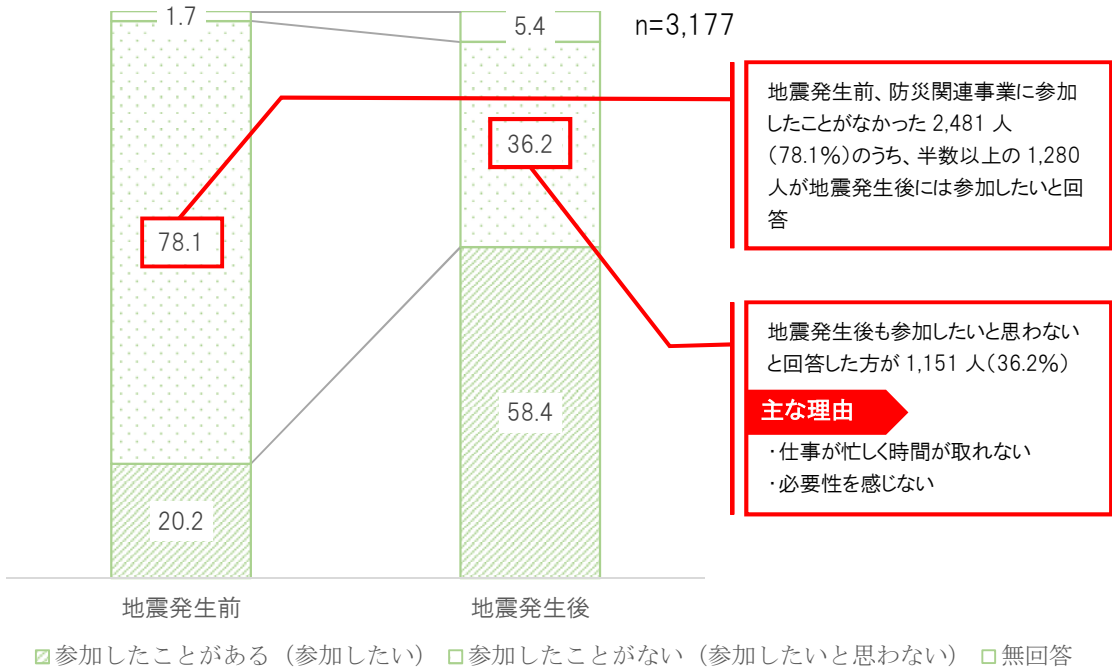
・「内容を確認したことがない」  
 地震発生前 : 2,422 人 (76.2%)      地震発生後 : 2,007 人 (63.2%)



※地震防災マップについては、平成 30 年 11 月から翌年 1 月にかけて全戸配布済み

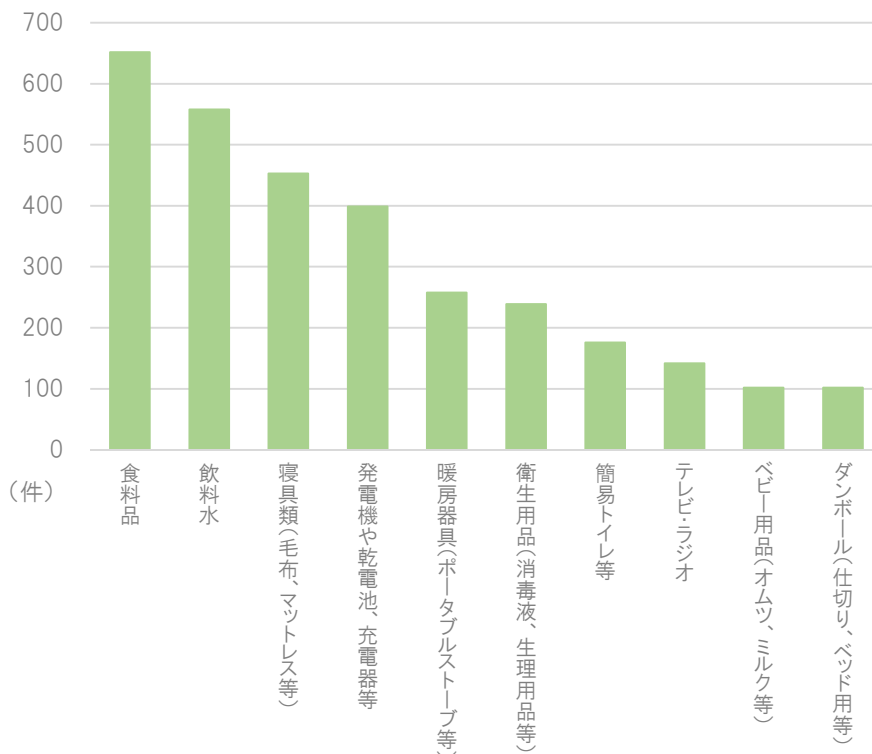
(エ) 札幌市が実施する防災訓練や講演会などの防災関連事業への参加

・「参加したことがある（参加したい）」	地震発生前：641人（20.2%）	地震発生後：1,854人（58.4%）
・「参加したことがない（参加したいと思わない）」	地震発生前：2,481人（78.1%）	地震発生後：1,151人（36.2%）



ウ その他（自由記載）

(ア) 避難所に求める備蓄物資（主なもののみ抜粋）



(イ) 札幌市の対応への評価

良かった点
「市役所等での携帯電話の充電スペースの設置」(90件) 「ツイッター等のSNSを活用した情報発信」(67件) 「全般的な対応」(44件) 「避難所の開設」(43件) 「給水所の開設」(42件) その他、道路や地下鉄、ごみ収集の復旧など
改善すべき点
「停電の復旧見込み等を含む情報発信の遅れ、不足」(441件) 「札幌市が何をしているのかわからなかった」(225件) 「デマ情報等への対応」(34件) 「清田区(里塚地区)への対応」(31件) 「地震防災マップ等」(23件) その他、携帯電話の充電や観光客対策など

(4) 調査結果から見えた市民ニーズや課題

調査結果から、避難所に求める備蓄物資や携帯電話等の充電対応に関するニーズ、市民等への情報提供体制の強化の必要性に加え、災害に対する市民の意識変化の状況等を改めて確認することができた。これらの課題や市民ニーズは、以下のとおり整理して「第3章 課題及び改善に向けた取組」へ反映させる。

避難所の開設・運営 (第3章「1(3)」)
○避難所に求める備蓄物資としては、食料品や飲料水、寝具類の充実を求める意見が多く、次いで発電機や携帯電話の充電器等の電力供給に関する物資を求める意見が多かった。
市民等への情報提供 (第3章「1(4)」)
○停電中においては、68.1%の方がラジオにより情報を入手していた。 ○停電中と電力復旧後のいずれにおいても、50%以上の方が携帯電話やタブレット等により情報を入手しており、そのうち20歳代では71.6%がツイッターやフェイスブック等のSNSを、60歳代以上では38.7%がメール等を活用して情報を入手していた。 ○札幌市の対応について、ツイッター等のSNSを活用した情報発信に対する評価が高かった一方、情報発信の遅れや市がどのような対応をしていたのかわからなかったなどの意見も多かった。

### 停電による影響（第3章「1(7)」）

- 多くの市民にとって、発生した地震そのものよりも停電による生活への影響が大きく、避難した方と避難しなかった方のいずれにおいても、携帯電話等の充電に関するニーズが高かった。
- 札幌市の対応への評価として、良かった点と改善すべき点のいずれにおいても、携帯電話等の充電スペースの設置に関する意見が多く挙げられるなど、市民の関心が高かった。

### その他

- 災害への備えを行っている家庭の割合、地震防災マップの活用状況や防災関連事業への参加意欲は、地震発生前の状況と比較するといずれも上昇しており、防災に対する市民の意識は確実に向上している。
- 札幌市の対応について、地震防災マップの個別配付、各種ハザードマップの内容の充実や周知を求める意見が挙げられた。  
※地震防災マップは、平成30年11月から翌年1月にかけて全戸配布済み。
- 地震発生後の地震防災マップの確認状況や防災関連事業への参加意欲については、いずれも上昇しているものの更なる向上が必要であり、各種ハザードマップの活用に関する啓発の強化や、防災訓練等の実施時期や内容、手法の見直し等が求められている。

## 2 市民から寄せられた意見や新聞報道等による指摘

市民からの意見・要望等は、前述した市民アンケート調査のほか、市民の声を聞く課への電話・メール・来訪等においても多数寄せられており、これらに新聞報道等における指摘なども加え、市民アンケート調査と同様に、以下のとおり整理して「第3章 課題及び改善に向けた取組」へ反映させる。

### 避難所の開設・運営（第3章「1(3)」）

- 暗証番号キーボックスによる避難所の開錠方法の周知が不足しており、十分に活用することができていなかった。
- ペットの屋内避難が可能な避難所や外国人観光客向けの避難所の設置、飲料水や発電機等の備蓄物資、停電対策の強化等、避難所機能の向上・充実を求める意見が多かった。
- 避難所によって物資の配布基準や避難者への対応が異なる、設置された太陽光発電システムが活用されないなど、運営職員の対応の改善や運営能力の向上が求められるとの意見があった。
- 避難所の閉鎖に当たっては、被災者に十分に寄り添った判断・対応が求められるとの意見があった。
- 福祉避難場所に関して、災害時の安心のために施設名や開設状況等の公表を求める意見があったが、一方で受け入れ側の施設では公表することにより受入体制を超える避難者が殺到する可能性があることに不安を抱える声もあった。

### 市民等への情報提供（第3章「1(4)」）

- 広報車による情報提供を求める意見が多いが、一方で広報車では情報が聞き取りづらい、すべての地域に平等に情報が行き届かないといった意見があった。
- 情報提供の手段として、ラジオによる情報提供体制の強化、防災行政無線や街中に設置されている大型ビジョンを活用した情報提供を求める意見などがあった。
- 必要とする情報として、避難者の受け入れが可能な避難所や停電・断水の復旧情報、給油可能なガソリンスタンドの情報などを求める意見が多かった。
- 交通機関の運行や避難所開設の状況など、外国人観光客等に対して正しい情報を十分に提供することができていなかったとの意見があった。

### 被災者支援（第3章「1(5)」）

- 各種制度の支援内容の充実や適用範囲の拡充に加え、申請窓口や受けられる支援に関する情報提供の充実を求める意見が多かった。
- 清田区里塚地区をはじめとする被災地域の復旧・復興について、行政の手厚い支援を求める声がある一方、私有地に対する行政の支援に慎重な意見も多かった。
- 「り災証明書」の発行について、地震発生前日の暴風雨による被害や停電による営業被害等に対する証明書の発行を求める意見などもあった。

### 旅行者を含む帰宅困難者対策（第3章「1(6)」）

（再掲）

- ペットの屋内避難が可能な避難所や外国人観光客向けの避難所の設置、飲料水や発電機等の備蓄物資、停電対策の強化等、避難所機能の向上・充実を求める意見が多かった。

（再掲）

- 交通機関の運行や避難所開設の状況など、外国人観光客等に対して正しい情報を十分に提供することができていなかったとの意見があった。

### 停電による影響（第3章「1(7)」）

- 民間企業や商業施設に対する札幌市からの節電要請、行政機関や市有施設等における積極的な節電を求めるべきとの意見が多かった。
- 自宅で人工呼吸器等を使用する方の中には、医療機器を使用することができずに生命の危機に直面した方もいた。
- 市有施設等における携帯電話の充電対応を求める意見が多かった。

### その他

- 地震防災マップの地図面の色分けや避難勧告等の用語の意味がわかりづらい、液状化危険度などの知りたい情報の記載が小さすぎるとの意見があった。
- 市民の防災意識をより高めるためにも、各防災マップは区役所等に配架するだけでなく、全世帯に配布するなど市民に積極的に周知するべきとの意見があった。  
※地震防災マップは、平成30年11月から翌年1月にかけて全戸配布済み。

### 3 有識者等へのヒアリング

抽出した課題をはじめとする対応全般に対し、客観的な視点から有識者の意見を聴取し、また、要配慮者関係団体から今回の地震における要配慮者の状況などを聞き取ることで、より効果的な検証とするため個別のヒアリングを実施した。

<有識者（敬称略）>

氏 名	所 属
細 川 雅 彦	公益財団法人札幌市防災協会 防災・危機管理専門官
佐々木 貴子	国立大学法人北海道教育大学札幌校 教授
根 本 昌 宏	学校法人日本赤十字学園日本赤十字北海道看護大学 教授

<要配慮者関係団体（敬称略）>

氏 名	所 属
浅 香 博 文	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 会長
岡 崎 勇 二	公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 事務局次長

#### (1) 有識者からの意見・助言等

##### 1 職員の参集（第3章「1(1)」）

- 各職員は複数の参集手段（例：①タクシー、②自家用車、自転車、③徒歩など）及び参集ルートを複数確保しておくこと。
- 「防災」は決してオプション業務ではなく、それぞれの所属、職員にとって、最重要の「本来業務」である旨の理解が必要であり、そのことを意識付けるためには、継続した訓練・研修の実施が必要である。

##### 2 災害対策本部の運営（第3章「1(2)」）

- 札幌市の災害対応は、膨大な量の情報の収集・共有・発信が求められる。そのためのハード整備・充実は当然必要になるが、各部や各関係機関からの情報連絡員など、スタッフの資質も本部運営上重要である。また、災害・危機対応は経験がものをいう世界である。実災害の経験が少なければ、実践的な訓練を積み重ね、習熟を図ることが必要である。
- 手引き、マニュアルは周知するだけでは機能しないことが多い。本当にできるのか、やはり実践的訓練で検証・確認することが大切である。  
また、手引き、マニュアルは抽象的な表現を避け、誰が読んでも同じ解釈ができることが必要である。



- 協定があっても初動時の混乱の中では機能しないことが多い。協定先と実災害を想定した調整について日頃から共通の理解をしておく、いわゆる顔の見える関係がないとうまく動かない。
- 災害対応を行うための、いろいろなシステム、仕組みがあるにも関わらず、有効に機能しなかった場面が随所にあると感じた。人材育成が重要であり、あらゆる場면을想定した実動訓練を行い、体に覚えさせていくことが必要である。

### 3 避難所の開設・運営（第3章「1(3)」）

- 各避難所には、(誰でも容易に避難所の開設ができる) 開設キットを整備することが必要である。避難所内のレイアウト(避難スペースと通路、採暖室や授乳室などの必要な場所等を記載したもの)、備蓄物資の場所・数量、防災行政無線の場所・使い方、よくある質問と回答、その他開設に必要なものを準備しておき、不慣れな者であっても混乱なく開設できるようにすることが望ましい。
- 初期開設の習熟のためにもHUGの継続実施が必要である。また、長期の避難を考慮すると、自主運営移行への意識付けが必要となり、こうした意識付けは、HUGのみならず各種研修・訓練など、様々な機会を捉えて行うべきである。
- 避難所の最優先事項はトイレであり、携帯用トイレはいざという時だけに使用するの難しいことから、市民参加型の訓練で実際に試すことが必要である。
- 暗証番号キーボックスが有効に活用されなかったことに対しては、住民への周知などの必要性を感じた。
- 避難所の開設・運営の専門的知識を有する職員を全ての避難所に配置することは難しい。さらに市職員も被災者であることを踏まえ、避難所開設・運営を考えることが必要である。
- 避難所の運営については、マニュアルの整理、管理職の責務など、教職員の位置付け、体制をしっかりと整備しておかないといけない。学校は日々、地域住民と交流しており、円滑な避難所運営には教職員の力が大きい。管理職の意識が高い学校は一般の教員も協力的な動きができる。

### 4 市民等への情報提供（第3章「1(4)」）

- これからの災害では、SNS上のデマを訂正する作業が発災当初から求められる。SNSに流れている情報を把握する部署を明確にすることが、市民に確かな情報を伝えることに繋がる。
- 市民への情報提供は、多元化で発信することが求められる。特に高齢者など要配慮者への発信方法が情報提供において重要であり、スマートフォンを使えない方への情報提供としては、市と協定を結んでいる災害FMの周知を徹底することも一つの方策と考える。

## その他

- 地域防災力の向上のためには自助の徹底が必要である。
- 携帯電話への充電を含め、市民には少なくとも3日間、誰の援助を受けなくても自宅（自宅が被害を受け、自宅での生活が継続できない者を除く。）で生活ができるだけの備え（家庭内備蓄・自助）が住民の責務であり、必要であることを理解していただくことが重要である。住民の防災意識を変えるのは大変であるが、行政側自身が防災意識をしっかりと持って住民に伝えていくことが必要である。
- 大規模災害においては公助のみで対処することは難しいことから、市民に対し住居形式や家族構成などを考慮した備蓄品リストの提示や、自宅においても携帯トイレで急場をしのぐ対策を提案することなどが必要である。
- 北海道は本州と比べると地域の結びつきが希薄なところがある。それぞれに防災の取組みを行っている地域もあるが、今後に向けて自助の力を高めるためには防災教育を推進しなければならない。
- ブラックアウトを経験しても、市民の防災に対する関心は決して高くはない。地域と協働した子どもたちへの防災教育の推進により、防災に参加しにくい保護者層を取り入れることができる。また、避難所となるのは小中学校であり、教職員との協働が不可欠である。

## (2) 要配慮者関係団体からの聞き取り

### 1 情報収集・連絡体制

- 地震発生後は、電話が通じづらく、職員への連絡や会員の安否の確認が一番大変だった。
- 地震発生後に必要な情報は、復電情報や住んでいる地域の被害情報だった。また、情報を得るためにラジオが大変役に立った。ラジオはテレビと違って映像がない分、状況を細かく説明するので、視覚障がいのある方も状況を理解しやすい利点がある。

### 2 地震発生後の行動

- 地震発生後、視覚障がいのある方の中には、自宅の中の状況が分からないため、目が見える方に自宅の状況を確認してもらうまで、自宅から動けなかった方もいた。
- マンションで暮らす耳が不自由な夫婦に対し、普段の近所付き合いがないにも関わらず、心配して声を掛けてくれた住民がいた。普段から近所の方と話すことができる関係を作っておくことが大事。

### 3 避難所関係

- 要配慮者から、避難所の場所を知らない、分からないという話を多く受けた。
- 脊椎損傷などによる車イス利用者には、トイレが非常に時間のかかる方もおり、それが原因で避難所に行くことを控える方もいる。
- 要配慮者の家族からは、避難所となる体育館のようなところに、障がいのある方がなじめるか不安という意見を聞く。特に精神障がいや知的障がいのある方は、24時間、人の出入りがあるような避難所での生活は難しい。
- 福祉避難スペースが一般の避難所の中に設置されることを知らない人が多い。

### 4 その他

- 障がいのある方からは、地震後に新たに水や懐中電灯を備えたという声を多く聞いている。
- 今回の札幌市の対応の中で携帯電話の充電対応は良かったと思う。

### 第3章 課題及び改善に向けた取組

#### 1 課題及び改善に向けた取組

各部・各区がそれぞれの対応状況の検証を行い抽出した課題、市民アンケートの調査結果、電話やインターネットにより市民から寄せられた意見、報道機関による指摘事項、有識者からの助言等を総括し、8分類42項目の全庁的な課題に集約・整理するとともに、改善に向けた取組の検討を行った。

(1) 職員の参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 動員体制や非常配備体制、連絡手段等の周知・徹底</li> <li>イ 応援協定の実効性の確保とタクシーを利用できない場合の代替手段の確保</li> <li>ウ 実災害を想定した計画・マニュアル等の整備</li> </ul>
(2) 災害対策本部の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 効率的な情報収集・情報提供を行うための機材やレイアウトの整備</li> <li>イ 情報連絡員に求められる役割や活動要領の明確化</li> <li>ウ 所管業務や役割分担の明確化</li> <li>エ 災害対策本部と医療対策本部との情報共有体制の確立</li> <li>オ 応援協定の実効性の確保と庁内への周知徹底、代替手段の検討</li> <li>カ 応援部及び応援職員の迅速・効果的な活用</li> <li>キ 災害対応の長期化を想定した体制の構築と規程の柔軟な運用</li> </ul>
(3) 避難所の開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 暗証番号キーボックスの運用ルールの周知徹底と見直し</li> <li>イ 避難所開設に係る具体的な手順やそのための準備、物品等の整備</li> <li>ウ 避難所における必要物資の的確な把握と手配</li> <li>エ 避難所運営ルールの見直しと職員及び市民への周知</li> <li>オ 職員の避難所運営能力の向上</li> <li>カ 防災行政無線の使用方や取扱い上の注意事項等の周知徹底</li> <li>キ 避難所の集約・閉鎖に関する考え方の整理</li> <li>ク 避難所運営に係る職員体制の整理</li> <li>ケ 備蓄物資の内容や備蓄庫の環境の改善</li> <li>コ 地域避難所の位置付けや開設時のルール等の周知徹底</li> <li>サ 福祉避難場所の運用方法の検討と市民への周知</li> </ul>
(4) 市民等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア ホームページや防災アプリ等を活用した情報提供体制の充実</li> <li>イ 効率的で漏れのない情報共有体制の確立</li> <li>ウ 広報車による情報提供のあり方の見直し</li> <li>エ 民間事業者等への情報提供のあり方の整理</li> <li>オ 安否情報や人的被害の公表に係るルールの明確化</li> <li>カ 来庁者等に対する情報提供手段の確立</li> </ul>
(5) 被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 暫定的に作成した被災者台帳の本格整備と活用</li> <li>イ 被災者台帳等を活用した各種救済制度適用状況の共有</li> <li>ウ 被災者支援に関する各種取組を総括する体制の整備と地域防災計画への位置付け</li> </ul>
(6) 旅行者を含む帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 一時滞在施設の運営体制の確立</li> <li>イ 多言語支援の充実</li> </ul>
(7) 停電による影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 停電時における庁舎・施設等の機能の確保</li> <li>イ 停電時における情報伝達・情報収集手段の確保</li> <li>ウ 避難所の停電対策</li> <li>エ 人工呼吸器等の電源確保</li> <li>オ 携帯電話の充電対応</li> <li>カ 燃料の手配</li> </ul>
(8) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 初動期における生活物資等の確保</li> <li>イ 物資供給システムの見直し</li> <li>ウ 委託業者等との情報共有体制や災害時における対応の整理</li> <li>エ 災害時における車両の使用、運転ルールの整理</li> </ul>

## (1) 職員の参集

### ア 動員体制や非常配備体制、連絡手段等の周知・徹底

- ・非常参集の基準に関する職員の認識不足により、所属からの連絡を待つ職員や参集先の判断に迷う職員がおり、参集に時間を要した。
- ・各課で作成する配備編成計画表について、一部の部局では職員の業務分担に応じた内容となっておらず、初動対応の業務が割り当たっている職員が参集対象になっていなかった。

#### 改善に向けた取組

- 人事異動に伴う参集体制の確認、その見直しに関する各局区への定期的な通知 [随時]
- 新採用職員研修や防災担当者実務研修など、各種研修における参集基準や参集ルール等の周知徹底 [随時]
- 職員非常参集訓練の対象者や内容等の見直し [短期]
- 各局区で職員の参集基準や参集時のルール、タクシーの利用方法等を改めて周知徹底 [随時]
- メールやSNS等、電話以外の方法による効率的な連絡体制の検討 [短期]

### イ 応援協定の実効性の確保とタクシーを利用できない場合の代替手段の確保

- ・非常参集時におけるタクシー利用のルールについて、一部職員の認識が不十分だった。また、協定の内容が各事業者の側でも現場レベルまで理解されていない事例もあるなど、応援協定を十分に活用できない例が見られた。

#### 改善に向けた取組

- 「災害時における緊急輸送等に関する協定」について、協力要請の対象やその方法等の再確認及び各加盟事業者へ改めての周知依頼の実施 [随時]
- 災害が相当程度予見される場合などには、参集対象者に対してタクシーチケットを事前交付することの周知 [随時]
- 職員同士でタクシーを相乗りするなどの工夫及びタクシーを確保できない場合等の参集手段の検討 [短期]

### ウ 実災害（参集手段が限定される場合や規程上の職員が参集できない場合等）を想定した計画・マニュアル等の整備

- ・通信環境の途絶・悪化により、職員やタクシー会社への連絡が取れず、また、徒歩で参集することが事実上困難な職員を上位の非常配備に指定しており、参集に時間を要した。
- ・業務分担に応じた配備編成計画表（非常配備の指定）が作成されておらず、初動対応の業務が割り当たっている職員が参集することになっていない事例があった。

### 改善に向けた取組

- 居住地が所属に近い職員を上位の配備編成とするなど、災害時における配備編成の見直し 取組済
- 指定された職員（人数）が参集できない場合等を想定した、業務継続計画（行動手順シート）等の見直し 短期

## (2) 災害対策本部の運営

### ア 効率的な情報収集・情報提供を行うための機材やレイアウトの整備

- ・災害対策本部のレイアウト及びパソコン、プリンター、FAX等の資機材の不足や事前設定の不備などにより、効率的な災害応急対策の実施に一部支障をきたした。

### 改善に向けた取組

- 災害対策本部常設化の検討なども含め、本部事務局の効率的な運営に必要となる資機材・レイアウトの見直し 短期

### イ 情報連絡員に求められる役割や活動要領の明確化

- ・本部情報連絡員として指定している庶務担当課の係長は、所属での業務を考慮すると災害対策本部に常駐することが難しく、また、時間の経過とともに役割が少なくなってきた本部情報連絡員は、それぞれの判断で所属に引き上げてしまった。さらに、本部情報連絡員と本部事務局、本部情報連絡員同士の情報共有が円滑に行われないなど、本部情報連絡員を十分に活用した情報共有を行うことができなかった。

### 改善に向けた取組

- 本部事務局と各部・区との情報共有のあり方を含めた本部情報連絡員の役割や活動内容・体制の見直し 短期
- 災害対策本部訓練において、当該見直しを踏まえた訓練を実施 随時

### ウ 所管業務や役割分担の明確化

- ・災害救助法に関する情報共有が徹底されておらず、事務の分担も不明確であったことなどから、同法の適用決定後における応急救助事務の実施に係る庁内周知や調整などに時間を要した。
- ・被災者生活再建支援法に関する事務など、所管部局が不明確な業務が多く、これらを生活支援全般に関することとして、特定の局が担うこととなり、関係部局などとの調整に時間を要した。
- ・災害対策本部会議における指示・決定事項の伝達方法に関する職員の認識が不足しており、また、災害対策本部会議資料の各区本部や各避難所への情報提供に関する役割が整理されていないことなどにより、各避難所では本部事務局と区本部が持つ情報をそれぞれの確に共有できていなかった。

- ・本部会議資料の作成に関するルールや報告事項・資料作成の役割分担が不明確だったことから、本部事務局と各部とで同じ項目の資料を作成していたり、その内容が異なっていたりすることがあった。
- ・政府関係者の視察・意見交換等の対応を総括する部局が定められておらず、関係部局間の情報共有不足もあり、円滑な対応に支障をきたした。

### 改善に向けた取組

- 災害救助法に関する業務分担の明確化と関係部局間での情報共有体制の整理 短期
- 被災者の生活支援等に係る業務分担の明確化 短期
- 本部事務局と各局区とが効率的に情報共有するための体制や手段の検討 短期
- 本部会議資料の作成や本部会議における決定事項の伝達方法等に関し、既存のマニュアル等の見直しと周知徹底を図るとともに、災害対策本部訓練等の場を活用した会議資料の作成や決定事項の伝達手段等の確認 随時
- 政府関係者や他都市からの現地視察、国等への要望活動に関する対応体制及び役割分担の検討 短期

## エ 災害対策本部と医療対策本部との情報共有体制の確立

- ・医療対策本部からの報告事項が複雑・多岐にわたり、保健福祉部庶務班での取りまとめに時間を要し、本部会議で最新の情報を報告できなかつたり資料の提出が間に合わなかつたりすることがあった。
- ・医療対策本部と各区災害対策本部との連絡・調整方法の確認が不十分であったことから、相互の連絡・調整をスムーズに行うことができなかった。

### 改善に向けた取組

- 医療対策本部からも災害対策本部事務局へ本部情報連絡員を派遣するなど、医療対策本部と災害対策本部、各区本部との効率的な情報共有体制の構築 短期

## オ 応援協定の実効性の確保と庁内への周知徹底、代替手段の検討

- ・所管施設の給油口の場所や口径の確認など、燃料の供給に関する協定が有効に機能するための事前準備の不足や、ブラックアウトに伴う市内全域における燃料不足を想定していなかったことにより燃料の確保に苦慮した。
- ・応援協定の対象範囲に一部不明確な部分があり、市職員が直接対応するなど協定を十分に活用することができない事例があった。
- ・職員が活用可能な協定を十分に理解していなかった。



### 改善に向けた取組

- 応援協定の要請から支援を受けるまでの具体的な事務手順（実施細目）等の整備 短期
- 所管施設の給油口の場所等、必要な情報の平時からの確認及び情報共有 短期
- 締結している応援協定が活用できない場合等を想定した代替手段等の検討 短期
- 各部局で締結している応援協定について、協定書や実施細目等を平時から庁内で活用できる体制の整備及び災害時には発動中（要請済み）の協定の情報を共有できる体制の整備 短期
- 協定締結企業・団体等と協力した訓練等の更なる充実 随時

#### カ 応援部及び応援職員の迅速・効果的な活用

- ・ 応援職員の必要性の確認や応援職員の所属との調整に時間を要したことにより、応援職員の円滑な活用に支障をきたした。
- ・ 被害が大きかった区では対応可能な職員が不足しており、災害対応経験も不足していたことなどから対応が追いつかない場面もあった。
- ・ 十分な職員数が職場に参集できていない応援部があり、また、応援部の具体的な役割分担が定められていなかったことにより、応援部の業務負担に偏りが生じた。

### 改善に向けた取組

- あらかじめ部局単位で応援先（対口支援体制）を定めておくなど、実効的な庁内応援体制の構築 短期
- 応援部の活動についての業務手順等の整理 短期
- 災害対策本部訓練等の場を活用し、職員の応援要請があった場合の手順確認 短期

#### キ 災害対応の長期化を想定した体制（人員配置、職員用備蓄等）の構築と規程の柔軟な運用

- ・ 災害対応の長期化を想定した配備体制となっておらず、職員用の毛布、寝袋等を十分に備えていなかったことにより職員に負担が生じた。
- ・ 物流の停止により、職員の食料や生活用品の確保に苦慮するなどの事例が生じた。
- ・ 24時間体制での非常配備を数日間継続すると、部署によっては交代勤務の体制を執ることが難しく、規程上の配備体制を維持することが困難であった。



### 改善に向けた取組

- |  |     |
|--|-----|
| ○夜間勤務等に必要な最低限の備品整備の検討                    | 中長期 |
| ○被害状況等に応じて、配備体制を弾力的に運用するための規程等の見直し及び庁内周知 | 随時  |
| ○非常配備体制に応じた業務継続計画の見直し                    | 短期  |
| ○長期化を想定した職員の交替（シフト）体制、応援体制の整理            | 短期  |
| ○備蓄物資や非常持出品等の備えに関する職員への啓発の再徹底            | 随時  |

### (3) 避難所の開設・運営

#### ア 暗証番号キーボックスの運用ルール周知徹底と見直し

- ・暗証番号キーボックスの利用ルールが市民に対して十分に周知されておらず、また、暗証番号を聞き取るための電話が繋がらない、繋がっても区の職員が到着していないといったことにより、暗証番号キーボックスを十分に活用することができないケースがあった。

### 改善に向けた取組

- |  |     |
|--|-----|
| ○現行の暗証番号キーボックスの運用ルールについて、新採用職員研修や避難場所運営研修など、様々な機会を捉えて職員及び市民への周知を徹底 | 随時  |
| ○暗証番号キーボックスの運用ルールを含め、避難所開設に関する考え方の見直し                              | 中長期 |

#### イ 避難所開設に係る具体的な手順やそのための準備、物品等の整備

- ・避難所運営にあたる職員の参集の遅れや交通機能の麻痺により、所属から避難所への移動手段を確保できなかったこと、また、避難所への到着後も開設に必要な物品等の準備に時間を要したことなどにより、開設や開設後の避難者受入準備に時間を要した避難所があった。

## 改善に向けた取組

- 避難所開設時における各避難所への職員の移送について、交通機関の麻痺や応援協定を活用できない場合を想定した移送手段の検討 短期
- 一部の区で先駆的に導入している避難所開設キットについて、内容の見直しを行うとともに各基幹避難所への設置の検討 短期

### 再掲 (1) -ア～ウ

- 人事異動に伴う参集体制の確認、その見直しに関する各局区への定期的な通知
- 新採用職員研修や防災担当者実務研修など、各種研修における参集基準や参集ルール等の周知徹底
- 職員非常参集訓練の対象者や内容等の見直し
- 各局区で職員の参集基準や参集時のルール、タクシーの利用方法等を改めて周知徹底
- メールやSNS等、電話以外の方法による効率的な連絡体制の検討
- 「災害時における緊急輸送等に関する協定」について、協力要請の対象やその方法等の再確認及び各加盟事業者へ改めての周知依頼の実施
- 災害が相当程度予見される場合などには、参集対象者に対してタクシーチケットを事前交付することの周知
- 職員同士でタクシーを相乗りするなどの工夫及びタクシーを確保できない場合等の参集手段の検討
- 居住地域が所属に近い職員を上位の配備編成とするなど、災害時における配備編成の見直し
- 指定された職員（人数）が参集できない場合等を想定した、業務継続計画（行動手順シート）等の見直し

## ウ 避難所における必要物資の的確な把握と手配

- ・避難所運営職員の配置人数に限りがあり、正確な避難者数の把握や1時間毎の報告が難しく、報告する避難者数の考え方なども不明確であった。また、避難者が必要とする物資を必要な時機に提供できず、配送された物資に余剰が生じた事例もあった。

## 改善に向けた取組

- 避難者数の考え方（実際的人数または名簿上的人数）や報告・共有方法の整理 短期
- 各避難所で物資等の配布ルールを定める際の基準を作成するなど、避難所における物資の要請から受入れ、配布までの具体的な手順の整理 短期

## エ 避難所運営ルールの見直し（具体化）と職員及び市民への周知

- ・市民への避難所内のルールの周知が不足しており、また、受付時の避難者に対する説明では、全ての内容を説明し理解していただくことが難しいなど、避難者に対して避難所での基本的なルールを十分に周知することができなかった。
- ・避難者名簿の記載項目が多いなど、名簿の作成方法や管理方法が実態に即しておらず、避難者の出入り等の管理に苦慮した。
- ・同行避難したペットへの対応に関する避難所運営職員の知識不足や、具体的な対応方法が明確に定められていないことにより、各避難所で統一的な対応をとることができなかった。
- ・停電時、断水時におけるトイレや携帯電話の充電設備の利用に関する明確なルールがなかったことから、トイレや携帯電話等の充電のみを目的として避難所を訪れる方への対応が難しく、避難所の運営にも支障をきたした。

### 改善に向けた取組

- 避難所では市職員がどのように動くのか、また避難者にはどのようなことが求められるのかなど、市の避難所運営ルール（避難場所運営マニュアル）の市民周知の強化 [随時]
- 避難者名簿への記載内容、避難者数の報告や避難所での充電対応など、避難所運営ルール（避難場所運営マニュアル）の内容を見直すとともに、訓練・研修等の機会を通じた職員への周知徹底 [随時]
- 避難場所基本計画見直し検討委員会において、同行避難したペットへの具体的な対応方法等を検討 [短期]

## オ 職員の避難所運営能力の向上

- ・避難所運営職員が備蓄物資や受水槽等の使用方法を理解しておらず、これらの正しい使用方法を避難者へ伝えることができなかった。
- ・避難所運営職員が備蓄物資の種類や数量を把握していなかったことにより、必要な物資の要請を行うことができなかった。
- ・避難所運営職員の引継ぎ時の手順や様式が整備されておらず、職員の交代時の引継ぎが円滑に行われない事例があった。

### 改善に向けた取組

- 避難所ごとの備蓄物資の一覧や受水槽の使用法等をイントラネットに掲載するなど、職員が平時から確認できる環境の整備 [取組済]
- 避難場所運営研修のカリキュラムや実施方法等の見直し [短期]

## カ 防災行政無線の使用法や取扱上の注意事項等の周知徹底

- ・設置場所が体育館から遠く、また、設置場所周辺に各施設の無線番号表が保管されていないケースもあった。さらに、バッテリーの劣化や建物内で無線電波の届かない場所があったために繋がりにくいことも多く、防災行政無線を十分に活用することができずに区本部と避難所間との情報伝達・共有に支障が生じた。

### 改善に向けた取組

- 新採用職員研修や避難場所運営研修などのカリキュラム等を見直し、防災行政無線の使用法や使用時の留意事項等を周知徹底 短期

## キ 避難所の集約・閉鎖に関する考え方の整理

- ・避難所の集約や閉鎖に関する基準、具体的な手順等が定められていなかったため、集約や閉鎖のタイミング、避難所への効果的な人員配置等の判断に苦慮した。

### 改善に向けた取組

- 避難所の集約・閉鎖に関する基本的な考え方の地域防災計画への位置付け、避難場所運営マニュアルへの掲載 短期

## ク 避難所運営に係る職員体制の整理

- ・避難所への職員配置に関する基準が明確に定められておらず、また、避難所運営に対する教職員や地域住民の関わり方が避難所によって異なり、区の避難所班職員だけでは人手が不足し、一部の避難所運営職員に負担が生じた。（教職員や地域住民の積極的な協力により、スムーズに運営された避難所もあった）
- ・応援職員の募集から配置までの具体的な手順がなく、また、職員の派遣に協力的な部局ばかりではなかったことから、避難所運営職員に不足が生じた。

### 改善に向けた取組

- 区職員や学校施設管理者を含めた、避難所運営に係る支援・協力体制についてのあり方の検討 短期
- 避難所運営への地域住民の関わり方について、避難場所運営研修等を通じた職員及び市民への周知 随時

#### 再掲 (2) -カ

- あらかじめ部局単位で応援先（対口支援体制）を定めておくなど、実効的な庁内の応援体制の構築
- 応援部の活動についての業務手順等の整理
- 災害対策本部訓練等の場を活用し、職員の応援要請があった場合の手順確認

## ケ 備蓄物資の内容や備蓄庫の環境の改善

- ・発電機等が備蓄されていないなど、避難所の備蓄物資が十分でなかった。
- ・メインの避難スペースとなる体育館と備蓄庫が離れていたり、初動期に必要な物資が備蓄庫内の奥に配置されていたりするなど、備蓄庫から物資を効率的に搬出することが困難だった。

### 改善に向けた取組

- 避難場所基本計画見直し検討委員会において、必要な物資の種類や数量を検討 短期
- 各避難所で定期的な備蓄物資の内容・配置、必要備品等を確認 短期
- 避難所となる学校の改築・改修等のタイミングと合わせ、避難スペースを考慮した備蓄庫の設置場所の検討 中長期

## コ 地域避難所の位置付けや開設時のルール等の周知徹底

- ・地域避難所の開設・運営、物資の手配や費用弁償などに関するルールが定められておらず、また、風水害時などは、一度地域避難所へ避難した方を基幹避難所へ集約することは難しいことから、地域避難所に避難者が長期滞在した際の避難所運営の見通しが不透明

### 改善に向けた取組

- 避難場所運営研修等を活用し、地域避難所の開設・運営ルール等を改めて市民へ周知 随時
- 区本部と地域避難所との連絡体制の整理 短期
- 地域避難所のあり方を改めて整理するとともに、区本部との情報共有体制の充実化を図る 中長期

## サ 福祉避難場所の運用方法の検討と市民への周知

- ・福祉避難場所に関する所管部局との調整など、手順が煩雑で対応に時間を要した。
- ・避難所運営職員には、避難所にいる要配慮者の福祉避難場所への移送の必要性を判断するための知識がなく、対応に苦慮した。

### 改善に向けた取組

- 福祉避難場所の運用方法等を再検討するとともに、福祉避難場所や福祉避難スペースに関する職員研修の実施 短期
- 福祉避難場所（福祉施設）の公表について、協定締結団体等との協議を継続 短期
- 福祉避難場所の役割や避難の仕組みなどを市民へ周知 短期

#### (4) 市民等への情報提供

##### ア ホームページや防災アプリ等を活用した情報提供体制の充実

- ・札幌市防災アプリやSNS等の運用ルールが整理されておらず、また、ホームページやLアラートなどは、個別に操作して情報を発信しなければならないことなどから、これらを活用した情報発信を十分に行うことができなかった。
- ・本市外国語ホームページや災害多言語支援センター（札幌国際プラザ）のフェイスブックによる情報発信が外国人に十分認知されていなかった。
- ・障がいの特性に応じた災害情報の発信を十分に行うことができなかった。

### 改善に向けた取組

- 発信すべき情報の媒体ごとの整理 短期
- 札幌市防災アプリで避難所開設状況を確認できるようにシステムを改修 短期
- 災害時には広報部公式ツイッターの投稿を各部局が所管するアカウントでもリツイートするなど、災害関連情報の共有に向けた庁内周知 随時
- 外国語ホームページによる情報発信について、外国公館を含む関係官公庁や外国人共同体、観光班などを通じた外国人への周知 中長期
- 限られた人員で効率的に情報発信するためのシステム変更等の検討 中長期
- 障がい者の特性に応じた災害情報の発信方法の検討及び防災意識の普及啓発 中長期

##### イ 効率的で漏れのない情報共有体制の確立

- ・防災支援システムの機能の不足や、停電の影響によりシステムの稼動が不安定になる場面があり、各局区で把握した被害情報等が迅速にシステム入力されない事例が生じるなど、システムを十分に活用することができなかった。
- ・複数の手段で情報を発信するルールが徹底されておらず、確実な情報収集・共有に支障をきたした。
- ・情報収集に関する職員の意識、共有手段が十分ではなく、また、災害対策本部会議の結果など、本部事務局と各区との情報共有が十分ではなかったことなどにより、正しい情報を迅速に市民に提供することが難しい場面があった。
- ・本部事務局と各部・各区及び各区と各避難所間での情報共有が不十分であり、物資の配送状況や給水所の開設状況が分からず、避難所での対応に支障をきたした。



- ・日本語が不自由な外国人の避難状況を把握することができず、多言語支援の要否や避難所巡回計画を効率的に作成することができなかった。
- ・本部事務局において、建物被害、道路被害、ライフライン被害などの被害情報を速やかに集約できず、市内全体の被害の把握に時間を要した。
- ・各区における安否確認の情報集約のため、避難行動要支援者名簿から特に安否確認が必要となる方を抽出して各区に提供したが、活用方法が明確化されていなかった。

### 改善に向けた取組

- 本部事務局と各部・区とが効率的に情報共有できるシステム（次期防災支援システム）の構築に向けた検討 [中長期]
- 情報を収集・発信するための専任職員の配置など、的確に情報を発信し、また収集するための体制の検討 [短期]
- 本部事務局と各部・区及び各避難所と各区本部との効率的な情報共有体制やその手段の検討 [短期]
- 全庁及び各局区における防災支援システムの操作研修の実施 [随時]
- 各種マニュアル等の見直しとその周知徹底、災害対策本部訓練等を通じた複数の手段による情報発信の習熟 [随時]
- 被害状況等に応じた安否確認の迅速かつ円滑な実施を可能とするため、避難行動要支援者名簿の活用方法等の見直しを検討 [短期]

### ウ 広報車による情報提供のあり方の見直し

- ・情報を求める市民が広報車を止めて直接聞き取りを行う事例や広報の音量が小さかったり、広報車の移動スピードが速く内容を聞き取りにくかったりするなど、広報車を活用した広報を効果的な情報提供に繋げることができなかった。

### 改善に向けた取組

- 停車してアナウンスを繰り返す、時間を要している地区への応援体制を整備するなど、広報車を活用した効果的・効率的な情報提供のあり方の検討 [短期]

### エ 民間事業者等への情報提供のあり方の整理

- ・安否確認や具体的支援提供等の活動に資する民間事業者への情報提供方法等が定められていなかったため、町内会や福祉事業者（包括支援センター、障がい者相談支援事業所等）に対する情報提供を十分に行うことができなかった。

### 改善に向けた取組

- 民間事業者による安否確認や具体的な支援活動の提供に資する情報提供のあり方の検討 短期

#### オ 安否情報や人的被害の公表に係るルールの明確化

- ・安否確認の状況や人的被害の公表に係るルールが不明確であり、また、避難所での安否確認時における個人情報等の取扱いルールが具体的に定められていなかったことなどにより、避難者など連絡が取れない人の安否確認等に関する問い合わせ対応に苦慮し対応にも時間を要した。

### 改善に向けた取組

- 安否情報や人的被害の取扱いの整理 中長期

#### カ 来庁者等に対する情報提供手段の確立

- ・被害情報等の共有が庁内で円滑に行われず、対応する職員自身が情報を有していなかった。また、庁舎ロビー等において、貼り紙などによる情報の掲示を適切に行うことができなかったなど、市役所や区役所に情報を求めて訪れた市民等へ、初動時に十分な情報提供ができなかった。

### 改善に向けた取組

- 職員間における迅速・正確な情報共有の徹底 随時
- 庁舎ロビー等における情報の掲示方法をはじめ、街中に設置されたデジタルサイネージの活用など、市民への多様な情報提供手段の検討 短期

#### (5) 被災者支援

##### ア 暫定的に作成した被災者台帳の本格整備と活用

- ・被災者支援システムが未整備であるため、暫定的に作成した被災者リスト（台帳）により対応したが、各制度の所管部局が、り災者に関する必要十分な情報を得ることができず、各種申請窓口開設の周知や申請後のケアを十分に行うことができなかった。

### 改善に向けた取組

- 被災者支援に係る各制度の所管部局が、必要な情報を随時共有できる被災者支援システムの構築や被災者リスト（台帳）の本格整備に向けた検討 中長期



## イ 被災者台帳等を活用した各種救済制度適用状況の共有

- ・各制度の所管部局間の情報共有が不十分であり、被災者に関する減免等の救済措置、申請期限、周知及び広報などの対応に一部バラつきが生じた。

### 改善に向けた取組

- 各種救済制度の適用状況を効率的に共有するための体制や手段の検討

短期

## ウ 被災者支援に関する各種取組を総括する体制の整備と地域防災計画への位置付け

- ・被災者支援室の業務を担った部局においては、被災者支援に関する予備知識や知見がない中で全市的な取りまとめを行わなければならない、初動時（初期）において、被災者支援室の運営について様々な場面で苦慮し、効果的・効率的な被災者支援を行うことができなかった。

### 改善に向けた取組

- 被災者支援室の位置付けや役割、各種支援制度の共有方法等の整理

短期

- 被災者支援室の構成員は各関係部局から職員を集めるなど、運営体制のあり方の検討

短期

## (6) 旅行者を含む帰宅困難者対策

### ア 一時滞在施設の運営体制の確立

- ・宿泊施設に滞在できなくなった旅行者等が都心に集中したが、一時滞在施設が円滑に開設されなかったため、施設間を何度も移動するケースも生じた。
- ・旅行者を含む帰宅困難者が、避難場所や情報を求めて一部の学校に集中したことにより、地域住民の避難に支障をきたした。
- ・観光客向けの避難所運営のために、多くの職員を必要としたことに加え、外国語対応にも苦慮した。
- ・旅行者等が必要とする情報やその提供方法が事前に整理されておらず、交通機関の運行情報等、これらの方々が必要とする情報を適切な手段で、的確に提供することに苦慮した。

## 改善に向けた取組

- 帰宅困難者が屋外に滞留することを最小限に抑えるための、市内宿泊施設との協定締結 取組済
- 旅行者に対して必要な支援を行うための市有施設を活用した旅行者用一時滞在施設の確保 短期
- 民間棟を含む複合施設での帰宅困難者受入にあたり、事前に市、指定管理者、管理組合での協議による運用についての認識の統一化 短期
- 一時滞在施設がスムーズに開設・運営されるために必要な情報やその提供方法等の運営ルールの整理及び庁内、関係施設への周知並びに、深夜等の営業時間外の地下鉄駅の開放の検討 短期
- 帰宅困難者への支援体制に必要な職員数の算定及び関係部局間における対応に係る協議・整理の実施 短期

### 再掲 (4) -ア

- 発信すべき情報の媒体ごとの整理
- 外国語ホームページによる情報発信について、外国公館を含む関係官公庁や外国人共同体、観光班などを通じた外国人への周知

## イ 多言語支援の充実

- ・避難所等において、外国語対応が必要な場合に国際班や災害多言語支援センターへ応援要請することができるという認識が十分ではなく、避難してきた外国人との意思疎通ができず、十分な対応を取ることができなかった。
- ・多言語による案内文を事前に用意していなかったため、掲示板を活用した地下鉄駅における外国人旅行者への情報提供に時間を要した。
- ・国際班や災害多言語支援センターの職員数にも限りがあり、通訳の応援要請に対応できないケースがあった。
- ・災害対策本部の体制における災害多言語支援センターの位置付けが不明確であり、同センターの権限や責任が曖昧な状態のまま対応にあたっていた。
- ・ハラル認証品など、外国人避難者に対応した備蓄をしていなかった。

## 改善に向けた取組

- 各区本部や各避難所と国際班との情報共有体制の構築及び国際班、災害多言語支援センターの役割の避難場所運営マニュアル等への明記 [中長期]
  - 地下鉄の運行情報等について、多言語案内文の作成や日本語と同じタイミングでのホームページ等による情報提供 [短期]
  - 外国語力を持った市民や通訳・翻訳会社等の民間業者との協力体制の検討 [中長期]
  - 災害多言語支援センターのあり方と地域防災計画への位置付けの検討 [中長期]
  - 避難場所運営研修等の場における多言語シートの再周知 [中長期]
- 再掲 (3) -ケ
- 避難場所基本計画見直し検討委員会において、必要な物資の種類や数量を検討

## (7) 停電による影響

### ア 停電時における庁舎・施設等の機能の確保

- ・自家発電設備を備えていない庁舎や所管施設等では、停電の影響により庁舎機能の大半が不全となり、災害応急対策に支障をきたした。
- ・自家発電設備を備えていない民間所有の建物に入居する部局においては、建物や事務室に入ることが困難となり、災害応急対策に支障をきたした。
- ・自家発電設備を施設（斎場）に備えていたが、冷却水の温度上昇が止まらず2日間が業務継続の限界であった。

## 改善に向けた取組

- 民間ビルなどに入っている部局の一部機能を臨時的に本庁舎へ集約 [短期]
- 非常用発電機の整備を進める [中長期]
- 非常用発電設備が整備された建物への執務室移転の検討 [中長期]
- 臨時コールセンターの運営が可能な場所及び設備を本庁舎に設置 [取組済]
- 斎場における自家発電設備の冷却システムの改修など、必要な庁舎機能等を維持するための手法の検討 [中長期]

### イ 停電時における情報伝達・情報収集手段の確保

- ・自家発電設備を備えていない民間所有の建物に入居する部局においては、固定電話が不通となり、他の部局や関係機関との情報伝達・情報共有に支障をきたした。
- ・停電により電話が通じづらい状況だったため、各区本部と各避難所との情報伝達・情報共有がスムーズにできず、市民への情報提供に支障をきたした。
- ・職員が防災行政無線の使用 방법에習熟しておらず、効果的な活用ができなかった。
- ・停電でテレビやラジオが使用できない場合に、携帯電話を所有していない市民へ情報を伝達する手段がなかった。

### 改善に向けた取組

- 停電時にも使用できる防災ラジオなど、市民への新たな情報伝達の仕組みを検討 短期

再掲 (3) -カ

- 新採用職員研修や避難場所運営研修などのカリキュラム等を見直し、防災行政無線の使用法や使用時の留意事項等を周知徹底

## ウ 避難所の停電対策

- ・避難所の備蓄が大規模停電を想定したものとはなっておらず、避難者の要望に十分に答えることができなかった。

### 改善に向けた取組

- 避難場所基本計画見直し検討委員会において、停電を想定した設備や備蓄物資を検討 短期

## エ 人工呼吸器等の電源確保

- ・自宅で人工呼吸器等を使用する方の中には、医療機器を使用できずに生命の危機に直面した方もいた。

### 改善に向けた取組

- 人工呼吸器等を使用している方に対し、予備バッテリーや酸素ボンベ等の確保に関する周知を強化するとともに、停電時にも使用可能な用品等の給付の必要性を検討 短期
- 社会福祉施設を対象とした非常用自家発電設備整備補助事業の実施 取組済

## オ 携帯電話の充電対応

- ・携帯電話の充電を目的とした市民が、市・区役所や避難所に訪れたが、充電対応に関する統一的な考え方や受け入れ態勢が整理されていなかったため、対応に支障をきたした。

### 改善に向けた取組

- 災害時の携帯電話等の充電対応に関して関係事業者との協議・調整の実施 短期
- 停電時の携帯電話等の充電対応のあり方の整理と充電対応を行う場合の対応体制の検討 短期

## カ 燃料の手配

- ・非常用発電機や緊急車両等のための燃料の手配、給油の際の優先順位の判断に苦慮した。

### 改善に向けた取組

○国・北海道等における災害時の燃料供給体制に係る検討状況等も踏まえ、協定の発動に伴う要請から支援を受けるまでの具体的な事務手順（実施細目）等を整備

短期

○応援協定に基づく燃料給油に係る優先順位の事前整理

短期

再掲 (2) -オ

○所管施設の給油口の場所等、必要な情報の平時からの確認及び情報共有

## (8) その他

### ア 初動期（発災初期）における生活物資等の確保

- ・発災初期の段階では、本市と災害協定を結ぶ流通事業者の車両の稼働可能な台数に限りがあり、また、物資集配拠点の運営を担う人員も確保できない状態であった。

### 改善に向けた取組

○避難場所基本計画見直し検討委員会において、必要な物資の種類や数量の検討を行うとともに、改めて家庭や地域での備えを啓発

短期

### イ 物資供給システムの見直し

- ・発災初期の通信・物流等が麻痺した状態では、物資のニーズ集約から荷受等までの各段階に人手を要し、物資集配拠点では入荷から在庫管理、出荷等を非専任職員で行うことは、物資の供給までに多大な時間を要すると想定されるため、札幌市地域防災計画に定める物資供給システムが効率的に機能しないことが想定される。
- ・流通事業者の被災状況（又は回復状況）により、その在庫管理や出荷等のノウハウの活用が期待できるため、市が独自に物資集配拠点を設けるのではなく、対応を委ねた方が、物資供給をより効率的に行うことができると考えられる。

### 改善に向けた取組

○市の関係部局及び関係団体・企業により開催している物流会議などを活用し、協定の実効性の確保に向けた実施細目の作成や具体的な業務手順のマニュアル化など、災害に強い物資の供給について継続協議

中長期

#### ウ 委託業者等との情報共有体制や災害時における対応の整理

- ・庁舎や所管施設等の管理業務、清掃業務及びごみ収集業務などにおいて、委託業者と本市との間で、災害発生時の指揮系統、連絡体制の確立等の必要な措置が予め講じられておらず、地震発生後に適切な対応が行われない事例があった。
- ・停電の影響で委託業者との連絡手段が限定され、複数の連絡先を把握していなかったため連絡に時間を要した。

##### 改善に向けた取組

○災害発生時における委託業者や関係企業等との連絡調整手段などの事前整理

短期

#### エ 災害時における車両の使用、運用ルールの整理

- ・災害時に使用可能な公用車と運転が可能な職員に限りがあり、公用車を災害対応に利用する機会が多い中、一部で車両と運転手の確保が困難な状況があった。

##### 改善に向けた取組

○災害時のレンタカーの利用や職員の運転ルール等についての検討

中長期

## 2 改善に向けた取組（取組時期別）

前述した8分類42項目の課題に対する改善に向けた取組104項目のうち、市内宿泊施設との協定締結など5項目が既に取組済である。また、マニュアル等の周知徹底、訓練・研修の実施など19項目が随時取組を実施する項目、体制の見直しや検討を要する事項など61項目を短期的に取組む項目（平成31年度末を目途に取組）としている。

これらのほか、新たな予算や人員を要するもの、各局区や関係機関との調整を要するものなど19項目については、中・長期的な視点で取組を進めて行く。

また、避難所の課題に対する改善に向けた取組のうち、備蓄物資の種類等の検討、同行避難したペットの対応などについては、避難場所基本計画見直し検討委員会で検討を行う。

今後、これらの取組の実施にあたっては、「危機マネジメントシステム」の活用や各局区における独自の取組等により、全庁的な災害対応体制の強化を効果的に行うものとする。

項目	課題	改善に向けた取組			
		取組済（下線）・随時取組	短期的に取組む項目 （平成31年度中を目途に実施）	中・長期的に取組む項目	避難場所基本計画見直し検討委員会へ付託
(1) 職員の参集	ア 動員体制や非常配備体制、連絡手段等の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人事異動に伴う参集体制の確認、その見直しに関する各局区への定期的な通知</li> <li>○新採用職員研修や防災担当者実務研修など、各種研修における参集基準や参集ルール等の周知徹底</li> <li>○各局区で職員の参集基準や参集時のルール、タクシーの利用方法を改めて周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員非常参集訓練の対象者や内容等の見直し</li> <li>○メールやSNS等、電話以外の方法による効率的な連絡体制の検討</li> </ul>		
	イ 応援協定の実効性の確保とタクシーを利用できない場合の代替手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「災害時における緊急輸送等に関する協定」について、協力要請の対象やその方法等の再確認及び各加盟事業者へ改めての周知依頼の実施</li> <li>○災害が相当程度予見される場合などには、参集対象者に対してタクシーチケットを事前交付することの周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員同士でタクシーを相乗りするなどの工夫及びタクシーを確保できない場合等の参集手段の検討</li> </ul>		
	ウ 実災害（参集手段が限定される場合や規定上の職員が参集できない場合等）を想定した計画・マニュアル等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>居住地域が所属に近い職員を上位の配備編成とするなど、災害時における配備編成の見直し</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定された職員（人数）が参集できない場合等を想定した、業務継続計画（行動手順シート）等の見直し</li> </ul>		
(2) 災害対策本部の運営	ア 効率的な情報収集・情報提供を行うための機材やレイアウトの整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部常設化の検討なども含め、本部事務局の効率的な運営に必要な資機材・レイアウトの見直し</li> </ul>		
	イ 情報連絡員に求められる役割や活動要領の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部訓練において、当該見直しを踏まえた訓練を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部事務局と各部・区との情報共有のあり方を含めた本部情報連絡員の役割や活動内容・体制の見直し</li> </ul>		



項目	課題	改善に向けた取組			
		取組済（下線）・随時実施	短期的に取組む項目 (平成31年度中を目途に実施)	中・長期的に取組む項目	避難場所基本計画見直し検討委員会へ付託
(2) 災害対策本部の運営	ウ 所管業務や役割分担の明確化	○本部会議資料の作成や本部会議における決定事項の伝達方法等に関し、既存のマニュアル等の見直しと周知徹底を図るとともに、災害対策本部訓練等の場を活用した会議資料の作成や決定事項の伝達手段等の確認	○災害救助法に関する業務分担の明確化と関係部局間での情報共有体制の整理 ○被災者の生活支援等に係る業務分担の明確化 ○本部事務局と各局区とが効率的に情報共有するための体制や手段の検討 ○政府関係者や他都市からの現地視察、国等への要望活動に関する対応体制及び役割分担の検討		
	エ 災害対策本部と医療対策本部との情報共有体制の確立		○医療対策本部からも災害対策本部事務局へ本部情報連絡員を派遣するなど、医療対策本部と災害対策本部、各区本部との効率的な情報共有体制の構築		
	オ 応援協定の実効性の確保と庁内への周知徹底、代替手段の検討	○協定締結企業・団体等と協力した訓練等の更なる充実	○応援協定の要請から支援を受けるまでの具体的な事務手順（実施細目）等の整備 ○所管施設の給油口の場所等、必要な情報の平時からの確認及び情報共有 ○締結している応援協定が活用できない場合等を想定した代替手段等の検討 ○各部局で締結している応援協定について、協定書や実施細目等を平時から庁内で活用できる体制の整備及び災害時には発動中（要請済み）の協定の情報を共有できる体制の整備		
	カ 応援部及び応援職員の迅速・効果的な活用		○あらかじめ部局単位で応援先（対口支援体制）を定めておくなど、実効的な庁内の応援体制の構築 ○応援部の活動についての業務手順等の整理 ○災害対策本部訓練等の場を活用し、職員の応援要請があった場合の手順確認		
	キ 災害対応の長期化を想定した体制（人員配置、職員用備蓄等）の構築と規程の柔軟な運用	○被害状況等に応じて、配備体制を弾力的に運用するための規程等の見直し及び庁内周知 ○備蓄物資や非常持出品等の備えに関する職員への啓発の再徹底	○非常配備体制に応じた業務継続計画の見直し ○長期化を想定した職員の交替（シフト）体制、応援体制の整理	○夜間勤務に必要な最低限の備品整備の検討	
(3) 避難所の開設・運営	ア 暗証番号キーボックスの運用ルール周知徹底と見直し	○現行の暗証番号キーボックスの運用ルールについて、新採用職員研修や避難場所運営研修など、様々な機会を捉えて職員及び市民への周知を徹底		○暗証番号キーボックスの運用ルールを含め、避難所開設に関する考え方の見直し	



項目	課題	改善に向けた取組			
		取組済（下線）・随時実施	短期的に取組む項目 (平成31年度中を目途に実施)	中・長期的に取組む項目	避難場所基本計画見直し検討委員会へ付託
(3) 避難所の開設・運営	イ 避難所開設に係る具体的な手順やそのための準備、物品等の整備	<p>再掲 (1) - ア～ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人事異動に伴う参集体制の確認、その見直しに関する各局区への定期的な通知</li> <li>○新採用職員研修や防災担当者実務研修など、各種研修における参集基準や参集ルール等の周知徹底</li> <li>○各局区で職員の参集基準や参集時のルール、タクシーの利用方法を改めて周知徹底</li> <li>○「災害時における緊急輸送等に関する協定」について、協力要請の対象やその方法等の再確認及び各加盟事業者へ改めての周知依頼の実施</li> <li>○災害が相当程度予見される場合などには、参集対象者に対してタクシーチケットを事前交付することの周知</li> <li>○<u>居住地域が所属に近い職員を上位の配備編成とするなど、災害時における配備編成の見直し</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所開設時における各避難所への職員の移送について、交通機関の麻痺や応援協定を活用できない場合を想定した移送手段の検討</li> <li>○一部の区で先駆的に導入している避難所開設キットについて、内容の見直しを行うとともに各基幹避難所への設置の検討</li> </ul> <p>再掲 (1) - ア～ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職員非常参集訓練の対象者や内容等の見直し</li> <li>○メールやSNS等、電話以外の方法による効率的な連絡体制の検討</li> <li>○職員同士でタクシーを相乗りするなどの工夫及びタクシーが確保できない場合の参集手段の検討</li> <li>○指定された職員（人数）が参集できない場合等を想定した、業務継続計画（行動手順シート）等の見直し</li> </ul>		
	ウ 避難所における必要物資の的確な把握と手配		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者数の考え方(実際の人数または名簿上の人数)や報告・共有方法の整理</li> <li>○各避難所で物資等の配布ルールを定める際の基準を作成するなど、避難所における物資の要請から受入れ、配布までの具体的な手順の整理</li> </ul>		
	エ 避難所運営ルールの見直し(具体化)と職員及び市民への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所では市職員がどのように動くのか、また避難者にはどのようなことが求められるのかなど、市の避難所運営ルール(避難場所運営マニュアル)の市民周知の強化</li> <li>○避難者名簿への記載内容、避難者数の報告や避難所での充電対応など、避難所運営ルール(避難場所運営マニュアル)の内容を見直すとともに、訓練・研修等の機会を通じた職員への周知徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所基本計画見直し検討委員会において、同行避難したペットへの具体的な対応方法等を検討</li> </ul>		○同行避難したペットへの具体的な対応方法等を検討
	オ 職員の避難所運営能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>避難所ごとの備蓄物資の一覧や受水槽の使用方法等をイントラネットに掲載するなど、職員が平時から確認できる環境の整備</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難場所運営研修のカリキュラムや実施方法等の見直し</li> </ul>		
	カ 防災行政無線の使用手法や取扱上の注意事項等の周知徹底		<ul style="list-style-type: none"> <li>○新採用職員研修や避難場所運営研修などのカリキュラム等を見直し、防災行政無線の使用手法や使用時の留意事項等を周知徹底</li> </ul>		
	キ 避難所の集約・閉鎖に関する考え方の整理		<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の集約・閉鎖に関する基本的な考え方の地域防災計画への位置付け、避難場所運営マニュアルへの掲載</li> </ul>		

項目	課題	改善に向けた取組			
		取組済(下線)・随時実施	短期的に取組む項目 (平成31年度中を目途に実施)	中・長期的に取組む項目	避難場所基本計画見直し検討委員会へ付託
(3) 避難所の開設・運営	ク 避難所運営に係る職員体制の整理	○避難所運営への地域住民の関わり方について、避難場所運営研修等を通じた職員及び市民への周知	○区職員や学校施設管理者を含めた、避難所運営に係る支援・協力体制についてのあり方の検討 再掲、(2)-カ ○あらかじめ部局単位で応援先(対口支援体制)を定めておくなど、実効的な庁内の応援体制の構築 ○応援部の活動についての業務手順等の整理 ○災害対策本部訓練等の場を活用し、職員の応援要請があった場合の手順確認		
	ケ 備蓄物資の内容や備蓄庫の環境の改善		○避難場所基本計画見直し検討委員会において、必要な物資の種類や数量を検討 ○各避難所で定期的な備蓄物資の内容・配置、必要備品等を確認	○避難所となる学校の改築・改修等のタイミングと合わせ、避難スペースを考慮した備蓄庫の設置場所の検討	○必要な物資の種類や数量を検討
	コ 地域避難所の位置付けや開設時のルール等の周知徹底	○避難場所運営研修等を活用し、地域避難所の開設・運営ルール等を改めて市民へ周知	○区本部と地域避難所との連絡体制の整理	○地域避難所のあり方を改めて整理するとともに、区本部との情報共有体制の充実化を図る	
	サ 福祉避難場所の運用方法の検討と市民への周知		○福祉避難場所の運用方法等を再検討するとともに、福祉避難場所や福祉避難スペースに関する職員研修の実施 ○福祉避難場所(福祉施設)の公表について、協定締結団体等との協議を継続 ○福祉避難場所の役割や避難の仕組みなどを市民へ周知		
(4) 市民等への情報提供	ア ホームページや防災アプリ等を活用した情報提供体制の充実	○災害時には広報部公式ツイッターの投稿を各局が所管するアカウントでもリツイートするなど、災害関連情報の共有に向けた庁内周知	○発信すべき情報の媒体ごとの整理 ○札幌市防災アプリで避難所開設状況を確認できるようにシステムを改修	○外国語ホームページによる情報発信について、外国公館を含む関係官庁や外国人共同体、観光班などを通じた外国人への周知 ○限られた人員で効率的に情報発信するためのシステム変更等の検討 ○障がい者の特性に応じた災害情報の発信方法の検討及び防災意識の普及啓発	
	イ 効率的で漏れのない情報共有体制の確立	○全庁及び各局区における防災支援システムの操作研修の実施 ○各種マニュアル等の見直しとその周知徹底、災害対策本部訓練等を通じた複数の手段による情報発信の習熟	○情報を収集・発信するための専任職員の配置など、的確に情報を発信し、また収集するための体制の検討 ○本部事務局と各部・区及び各避難所と各区本部との効率的な情報共有体制やその手段の検討 ○被害状況等に応じた安否確認の迅速かつ円滑な実施を可能とするため、避難行動要支援者名簿の活用方法等の見直しを検討	○本部事務局と各部・区とが効率的に情報共有できるシステム(次期防災支援システム)の構築に向けた検討	
	ウ 広報車による情報提供のあり方の見直し		○停車してアナウンスを繰り返す、時間を要している地区への応援体制を整備するなど、広報車を活用した効果的・効率的な情報提供のあり方の検討		
	エ 民間事業者等への情報提供のあり方の整理		○民間事業者による安否確認や具体的な支援活動の提供に資する情報提供のあり方の検討		

項目	課題	改善に向けた取組			
		取組済（下線）・随時実施	短期的に取組む項目 (平成31年度中を目途に実施)	中・長期的に取組む項目	避難場所基本計画見直し検討委員会へ付託
(4) 市民等への 情報提供	オ 安否情報や人的被害の公表に係るルールの明確化			○安否情報や人的被害の取扱いの整理	
	カ 来庁者等に対する情報提供手段の確立	○職員間における迅速・正確な情報共有の徹底	○庁舎ロビー等における情報の掲示方法をはじめ、街中に設置されたデジタルサイネージの活用など、市民への多様な情報提供手段の検討		
(5) 被災者支援	ア 暫定的に作成した被災者台帳の本格整備と活用			○被災者支援に係る各制度の所管部局が、必要な情報を随時共有できる被災者支援システムの構築や被災者リスト(台帳)の本格整備に向けた検討	
	イ 被災者台帳等を活用した各種救済制度適用状況の共有		○各種救済制度の適用状況を効率的に共有するための体制や手段の検討		
	ウ 被災者支援に関する各種取組を総括する体制の整備と地域防災計画への位置付け		○被災者支援室の位置付けや役割、各種支援制度の共有方法等の整理 ○被災者支援室の構成員は各関係部局から職員を集めるなど、運営体制のあり方の検討		
(6) 旅行者を含む帰宅困難者対策	ア 一時滞在施設の運営体制の確立	○帰宅困難者が屋外に滞留することを最小限に抑えるための、市内宿泊施設との協定締結	○旅行者に対して必要な支援を行うための市有施設を活用した旅行者用一時滞在施設の確保 ○民間棟を含む複合施設での帰宅困難者受入にあたり、事前に市、指定管理者、管理組合での協議による、運用についての認識の統一化 ○一時滞在施設がスムーズに開設・運営されるために必要な情報やその提供方法等の運営ルールの整理及び庁内、関係施設への周知並びに、深夜等の営業時間外の地下鉄駅の開放の検討 ○帰宅困難者への支援体制に必要な職員数の算定及び関係部局間における対応に係る協議・整理の実施 再掲 (4)-ア ○発信すべき情報の媒体ごとの整理	再掲 (4)-ア ○外国語ホームページによる情報発信について、外国公館を含む関係官公庁や外国人共同体、観光班などを通じた外国人への周知	
	イ 多言語支援の充実		○地下鉄の運行情報等について、多言語案内文の作成や日本語と同じタイミングでのホームページ等による情報提供 再掲 (3)-ケ ○避難場所基本計画見直し検討委員会において、必要な物資の種類や数量を検討	○各区本部や各避難所と国際班との情報共有体制の構築及び国際班、災害多言語支援センターの役割の避難場所運営マニュアル等への明記 ○外国語力を持った市民や通訳・翻訳会社等の民間業者との協力体制の検討 ○災害多言語支援センターのあり方と地域防災計画への位置付けの検討 ○避難場所運営研修等の場における多言語シートの再周知	再掲 (3)-ケ ○必要な物資の種類や数量を検討

項目	課題	改善に向けた取組			
		取組済(下線)・随時実施	短期的に取組む項目 (平成31年度中を目途に実施)	中・長期的に取組む項目	避難場所基本計画見直し検討委員会へ付託
(7) 停電による影響	ア 停電時における庁舎・施設等の機能の確保	○ <u>臨時コールセンターの運営が可能な場所及び設備を本庁舎に設置</u>	○民間ビルなどに入っている部局の一部機能を臨時的に本庁舎へ集約	○非常用発電機の整備 ○非常用発電設備が整備された建物への執務室の移転検討 ○斎場における自家発電設備の冷却システムの改修など、必要な庁舎機能等を維持するための手法の検討	
	イ 停電時における情報伝達・情報収集手段の確保		○停電時にも使用できる防災ラジオなど、市民への新たな情報伝達の仕組みを検討再掲 (3)-カ ○新採用職員研修や避難場所運営研修などのカリキュラム等を見直し、防災行政無線の使用方法や使用時の留意事項等を周知徹底		
	ウ 避難所の停電対策		○避難場所基本計画見直し検討委員会において、停電を想定した設備や備蓄物資を検討		○停電を想定した設備や備蓄物資の検討
	エ 人工呼吸器等の電源確保	○ <u>社会福祉施設を対象とした非常用自家発電設備整備補助事業の実施</u>	○人工呼吸器等を使用している方に対し、予備バッテリーや酸素ボンベ等の確保に関する周知を強化するとともに、停電時にも使用可能な用品等の給付の必要性を検討		
	オ 携帯電話の充電対応		○災害時の携帯電話等の充電対応に関して関係事業者との協議・調整の実施 ○停電時の携帯電話等の充電対応のあり方の整理と充電対応を行う場合の対応体制の検討		
	カ 燃料の手配		○国・北海道等における災害時の燃料供給体制に係る検討状況等を踏まえ、協定の発動に伴う要請から支援を受けるまでの具体的な事務手順(実施細目)等を整備 ○応援協定に基づく燃料給油に係る優先順位の事前整理再掲 (2)-オ ○所管施設の給油口の場所等、必要な情報の平時からの確認及び情報共有		
(8) その他	ア 初動期(発災初期)における生活物資等の確保		○避難場所基本計画見直し検討委員会において、必要な物資の種類や数量の検討を行うとともに、改めて家庭や地域での備えを啓発		○必要な物資の種類や数量を検討
	イ 物資供給システムの見直し			○市の関係部局及び関係団体・企業により開催している物流会議などを活用し、協定の実効性の確保に向けた実施細目の作成や具体的な業務手順のマニュアル化など、災害に強い物資の供給について継続協議	
	ウ 委託業者等との情報共有体制や災害時における対応の整理		○災害発生時における委託業者や関係企業等との連絡調整手段などの事前整理		
	エ 災害時における車両の使用、運転ルールの整理			○災害時のレンタカーの利用や職員の運転ルール等についての検討	

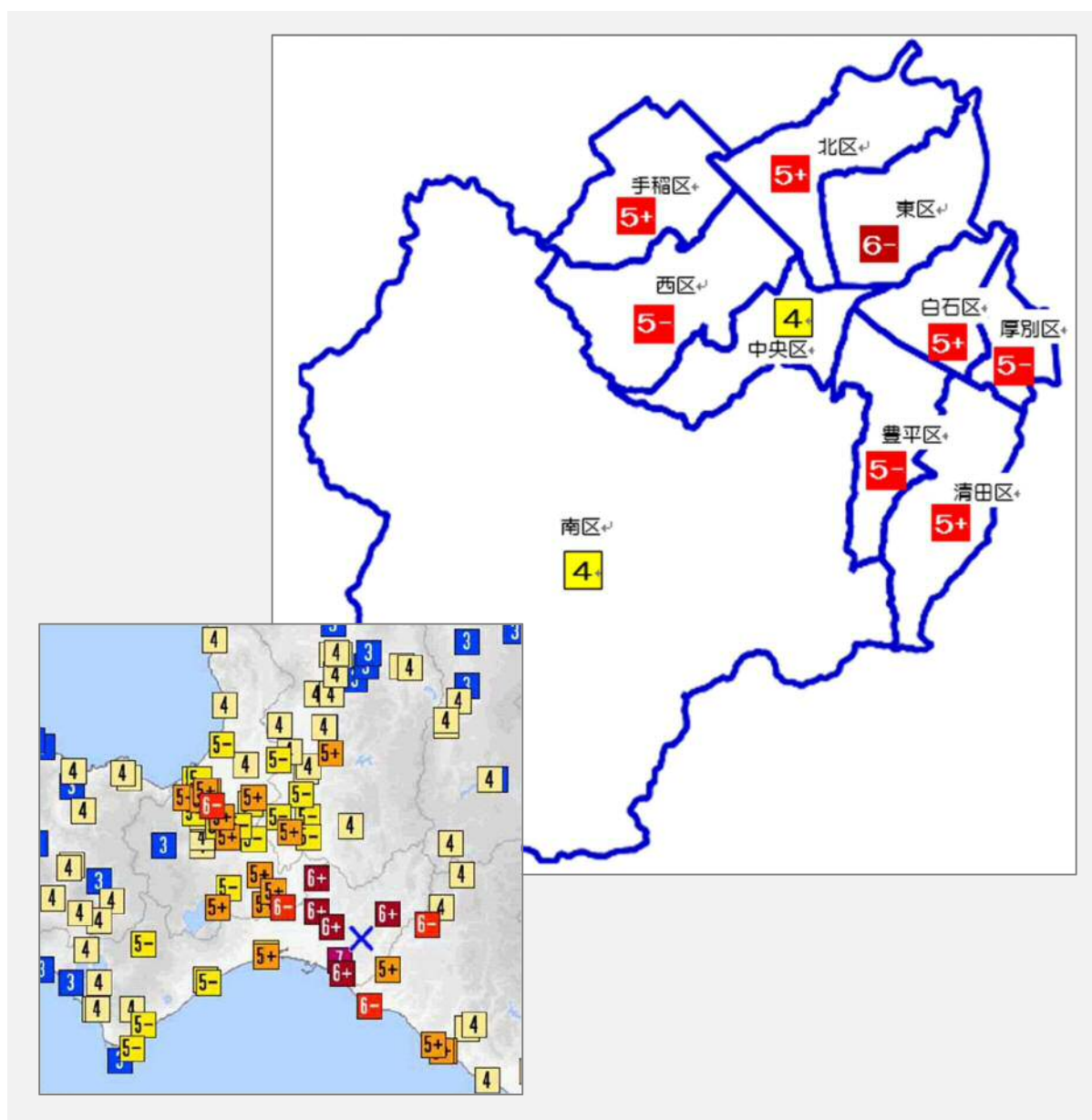
## 資料1 北海道胆振東部地震 被害の概要

### 1 地震の概要

平成30年9月6日3時7分、胆振地方中東部の深さ37kmを震源として、マグニチュード6.7の地震が発生し、同日3時8分に厚真町で震度7、安平町、むかわ町で震度6強、札幌市東区、千歳市、日高町、平取町等で震度6弱を観測した。

#### 【札幌市内の観測震度】

○震度6弱：東区元町 ○震度5強：北区太平、篠路、新琴似、白石区北郷、清田区平岡、手稲区前田 ○震度5弱：豊平区月寒、厚別区もみじ台、西区琴似  
○震度4：中央区北2条、南4条、南区川沿、石山 ○震度3：南区定山溪温泉



## 2 被害状況

### (1) 人的被害（2月26日現在）

地震による人的被害は、死者2名、負傷者298名となった。

○人的被害

死者	2名（うち災害関連死1名）	
負傷者	重傷	1名
	軽傷	81名（地震による負傷者）
		216名（地震に関連する負傷者）

### (2) 物的被害（2月26日現在）

全壊、半壊及び一部損壊を合わせて、5,557棟の住家被害（非住家被害は、226棟）が発生するなどの甚大な被害となった。

○住家等被害

	住家	非住家	総計
全壊	97	7	104
半壊	703	24	727
一部損壊	4,757	195	4,952
総計	5,557	226	5,783

### (3) ライフライン等の被害状況

項目	状況
電気	市内全域停電
水道	断水件数 15,941 件（37,250 人）※最大件数
下水道	管路が破損（管路延長 7.2km）
道路	通行止め 27 件（中央区・北区・東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区）
	通行規制 7 件（白石区・豊平区）
電車 (市営)	地下鉄 全線運休（7日運転再開）
	路面電車 全線運休（7日運転再開）



J R	全線運休（9月7日から順次運行再開）
バス	全線運休（9月7日から順次運行再開）
丘珠空港	三沢便のみ運休（9月7日に運行再開）
新千歳空港	国内線・国際線 全便欠航（9月7日から順次運行再開）
通信	固定電話、携帯電話とも、市内一部のエリアで通信不可

#### (4) 市有施設の被害状況

##### ア 札幌市立学校（園）の被害状況

- ・公立の教育施設：212 施設で一部損壊等の被害が発生。

##### イ その他の施設

- ・体育施設：平岸プール、厚別陸上競技場、藤野屋外スポーツ交流施設、麻生球場、東区体育館、中央体育館、清田区温水プール、美香保体育館、白旗山競技場、つどーむ、札幌ドームで、天井パネルの落下等の被害が発生するほか、月寒体育館、星置スケート場、カーリング場では、停電による冷凍機の停止により、リンクが解氷するなどの被害が発生。
- ・清掃工場：駒岡清掃工場、山口処理場で被害が発生。  
特に、駒岡清掃工場では、エレベーターの故障や、上水配管破損、停電による2炉停止などの被害が発生。
- ・区役所等：34 施設で外壁のひび割れや窓ガラスの破損などの被害が発生。
- ・市営霊園：多数の墓石等が倒壊

#### (5) 各地区の状況

##### 清田区里塚地区



東 15 丁目屯田通



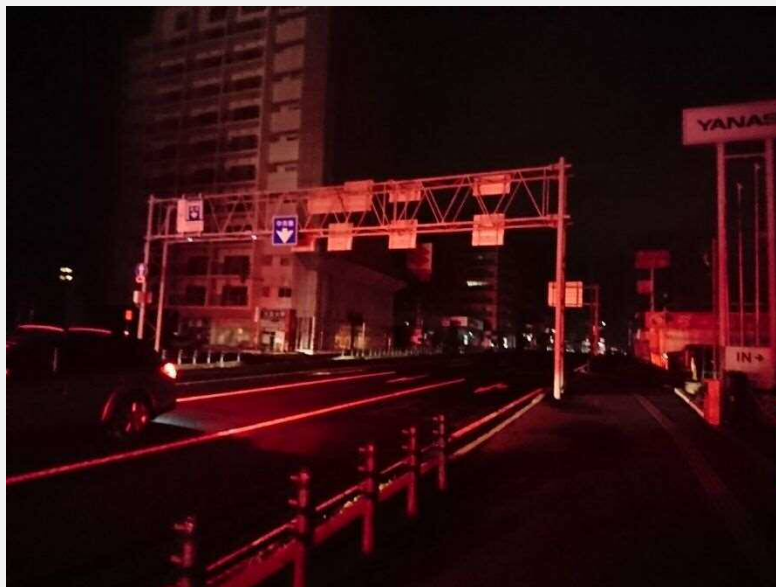
北 35 条西 4 丁目付近



平岡公園



市内の停電状況



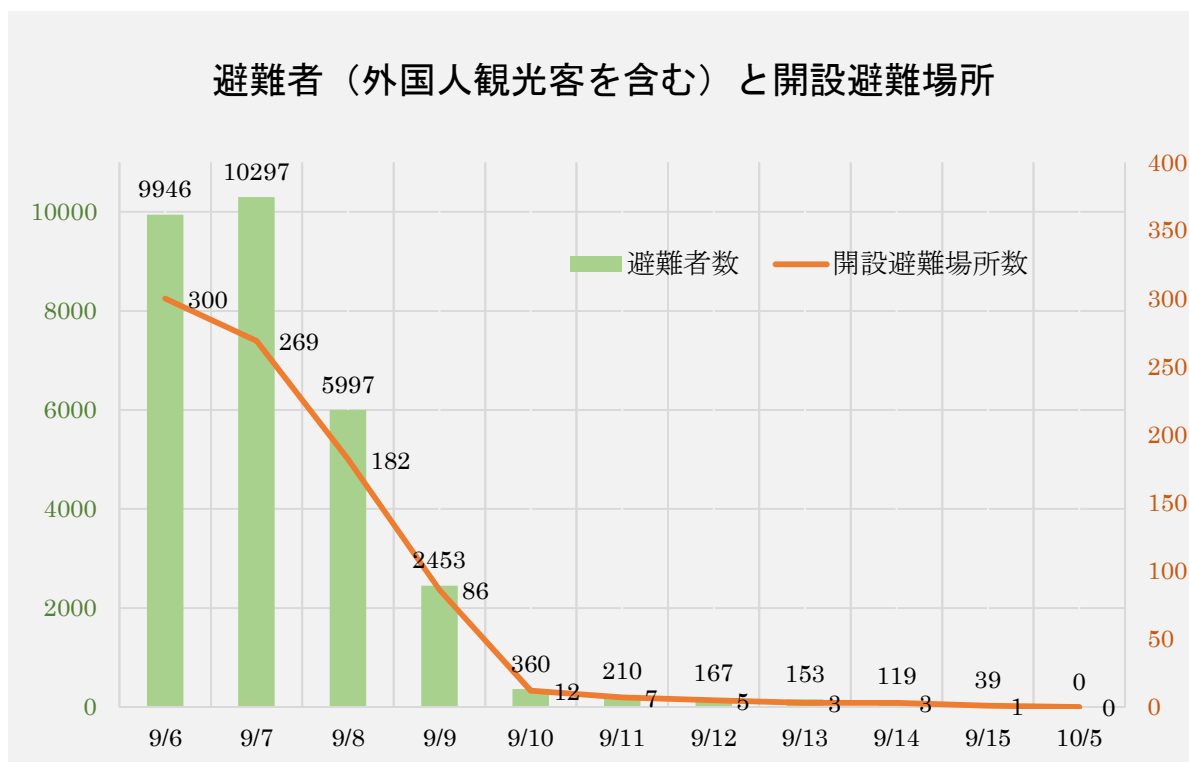


### 3 避難の状況

開設した避難場所は、9月6日（木）17時に最大300箇所であった。

また、避難者は、9月7日（金）6時に最大10,297人（外国人観光客を含む）となった。

観光客向けの避難場所として、わくわくホリデーホール、札幌大通高校、市民交流プラザ、北海道庁別館、中島体育センター、地下歩行空間の6箇所を開設した。



避難場所（小学校）の様子



外国人観光客の一時滞在の様子



ダンボールベッド



間仕切り



食料



備蓄と支援物資の状況



支援により設置されたトイレの状況



## 資料2 災害対策本部の対応状況

### 1 札幌市の災害対応体制

札幌市では、地域防災計画に基づき市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、市役所本庁舎12階会議室に「災害対策本部」が設置され、各区役所に「区災害対策本部」が設置される。

平成30年9月6日（木）3時7分の地震発生直後、市役所12階に市長を本部長とする市災害対策本部が設置され、第2非常配備体制が自動的に発令となった。

### 2 対応状況

#### (1) 本部事務局

月日	時間	対応等	時間	他の動き
9/6（木）	3:07	地震発生 震源地胆振地方中東部 深さ37km マグニチュード6.7		
	3:08	札幌市で最大震度5強の地震観測 札幌市災害対策本部設置（第2非常配備体制）	3:09	北海道災害対策本部設置
			3:25	道内全域の295万戸が停電（ブラックアウトに至る）
	5:00	札幌へり、石狩HPを離陸（市内の被害状況確認）	5:08	市立全学校休校決定（幼、小、中、高、特、中等教育）
	6:00	第1回災害対策本部会議	6:45	水道局本局庁舎で応急給水開始
			6:55	・市内児童会館、ミニ児童会館休館 ・市立保育園、断水などの影響で部分開園
	7:30	全基幹避難所開設指示	7:00	第1回北海道災害対策本部員会議
	-	札幌地方石油業協会に対し、協定に基づく対応を要請（以降9/14（金）まで給油手配）	7:25	・丘珠空港→三沢便のみ欠航、管制塔は問題なし ・千歳空港→ターミナルビル終日閉鎖（全便欠航） ・JR北海道は、全線運休

月日	時間	対応等	時間	他の動き
9/6 (木)			9:00	SapporoCityWi-Fi 開放
	10:00	第 2 回災害対策本部会議	9:24	新潟市の先遣隊出発、9/7 朝到着予定
	15:30	第 3 回災害対策本部会議	10:55	石狩振興局リエゾン到着
			15:00	第 2 回北海道災害対策本部員会議
	16:25	自衛隊の災害派遣要請（陸上自衛隊第 18 普通科連隊）	15:50	電源供給車 1 台提供→医療政策課で使用調整
	22:00	第 4 回災害対策本部会議		災害救助法の適用：道内 179 市町村（35 市 129 町村 15 村）
9/7 (金)	8:00	第 5 回災害対策本部会議	6:00	避難者数が最大となる（10,297 人）
			7:00	新潟市の先遣隊到着
			16:00	第 3 回北海道災害対策本部員会議
	20:00	第 6 回災害対策本部会議		
9/8 (土)	13:00	本部長視察（清田里塚地区及び平岡南小学校）		
	15:00	各局（区）庶務担当部長会議 ・災害概況 ・各局（区）への依頼事項について	16:30	第 4 回北海道災害対策本部員会議
	18:00	第 1 回清田区里塚地区における地震被害対策会議		
	20:00	第 7 回災害対策本部会議		

月日	時間	対応等	時間	他の動き
9/9 (日)	19:00	第8回災害対策本部会議	17:30	第5回北海道災害対策本部員会議
9/10 (月)				り災証明 手続き開始 ・窓口 市税事務所
	16:30	第9回災害対策本部会議	17:30	第6回北海道災害対策本部員会議
	21:35	第1非常配備体制へ移行		
9/11 (火)	16:30	第10回災害対策本部会議	17:00	第7回北海道災害対策本部員会議
9/12 (水)		被災者台帳作成開始		
		被災者支援室の設置 清田区里塚地区市街地復旧推進室の設置		
	14:00	臨時市長記者会見 ・平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害の現状報告と今後の取組み		
	17:30	第11回災害対策本部会議		
9/13 (木)			13:00	災害救助法現地説明会 (内閣府)
			17:30	第8回北海道災害対策本部員会議
			19:00	第1回清田区里塚地区の市街地復旧に向けた地元説明会
9/14 (金)			被災者生活再建支援法の適用：札幌市	
9/16 (日)			17:45	第9回北海道災害対策本部員会議
9/17 (月)	2:51	最大震度4の余震発生		
9/18 (火)	8:50	第12回災害対策本部会議		
9/19 (水)			17:30	第10回北海道災害対策本部員会議



月日	時間	対応等	時間	他の動き
9/26 (水)	13:00	第 13 回災害対策本部会議	17:40	第 11 回北海道災害対策本部員会議
10/3 (水)			8:45	臨時総合申請窓口を設置
10/5 (金)			9:50	全避難場所閉鎖
			18:00	第 12 回北海道災害対策本部員会議
10/18 (木)			19:00	第 2 回清田区里塚地区の市街地復旧に向けた地元説明会
10/23 (火)	10:15	第 14 回災害対策本部会議		
11/1 (木)			17:40	第 13 回北海道災害対策本部員会議
11/15 (木)			19:00	第 3 回清田区里塚地区の市街地復旧に向けた地元説明会
11/30 (金)			17:15	臨時総合申請窓口を閉鎖
12/19 (水)			19:00	第 4 回清田区里塚地区の市街地復旧に向けた地元説明会
12/28 (金)			17:30	北海道災害対策本部解散
1/24 (木)	14:00	第 15 回災害対策本部会議		
1/31 (水)	17:15	災害対策本部解散		
2/21 (木)	21:22	最大震度 5 弱の余震発生 札幌市災害対策本部設置 (第 1 非常配備体制)	21:24	北海道災害対策本部設置
	23:15	第 1 回災害対策本部会議	23:00	第 1 回北海道災害対策本部員会議
2/22 (金)	7:00	第 2 回災害対策本部会議	8:00	第 2 回北海道災害対策本部員会議
	16:00	第 3 回災害対策本部会議	12:25	第 3 回北海道災害対策本部員会議
	16:15	災害対策本部解散	16:20	第 4 回北海道災害対策本部員会議
2/26 (火)			17:30	北海道災害対策本部解散

災害対策本部会議の状況



災害対策本部の状況



## (2) 被災者支援室、清田区里塚地区市街地復旧推進室

### ア 被災者支援室

#### ① 設置日

平成 30 年 9 月 12 日（水）

#### ② 目的

被災者の今後の生活に対する不安を解消し、一日も早く日常生活を取り戻せるよう、各種生活支援制度等に関する情報提供と適切な運用、各種相談への対応について、総合的・一体的かつ迅速に行うべく設置。

#### ③ 主な業務

- ・生活支援制度等の情報提供
- ・支援制度に係る総合的な調整
- ・総合相談窓口の設置

### イ 清田区里塚地区市街地復旧推進室

#### ① 設置日

平成 30 年 9 月 12 日（水）

#### ② 目的

地盤が大きく沈下し、道路・水道・住宅などに被害が集中して発生している清田区里塚地区において、被災者が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、9月8日に立ち上げた「清田区里塚地区における地震被害対策会議」の取組みの一環として、原因の究明などを行う専任チームを設置。

#### ③ 主な業務

- ・被害が発生した原因究明
- ・今後の市街地復旧に向けた検討

※平成 31 年 2 月、清田区里塚地区等における復旧工事の本格化に合わせ、局横断的な連携体制として部長職を室長とする「市街地復旧推進室」を建設局内に設置

### 3 関係機関等との連携及び支援

#### (1) 災害救助法の適用

○平成 30 年 9 月 6 日 北海道告示第 10802 号

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号の規定により、「平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震」に係る災害に関し、北海道内 179 市町村（35 市 129 町 15 村）の区域を災害救助法による救助を実施する区域として指定される。

事務	期間
避難所の設置	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 10 月 5 日（金）
応急仮設住宅	平成 30 年 9 月 6 日（木）～
炊き出しの給与	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 10 月 5 日（金）
飲料水の供給	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 10 月 5 日（金）
被服寝具生活必需品給与	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 9 月 15 日（土）
被災者の救出	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 9 月 8 日（土）
医療	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 9 月 19 日（水）
住宅の応急修理	平成 30 年 9 月 6 日（木）～
学用品の給与（教科書）	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 10 月 6 日（土）
学用品の給与 （文房具及び通学用品）	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 9 月 20 日（木）
埋葬・死体の捜索・死体の処理	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 9 月 15 日（土）
障害物の除去	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 9 月 15 日（土）
応急救助のための輸送	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 救助実施期間以内
救助事務費	平成 30 年 9 月 6 日（木）～ 救助実施期間以内

※北海道知事に特別基準の協議を実施している事務を含む

#### (2) 被災者生活再建支援法の適用

○平成 30 年 9 月 14 日 北海道告示第 10835 号

被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号及び同施行令第 1 条第 2 号に定める自然災害に、下表のとおり住宅被害が認められたため、9 月 6 日（木）から被災者生活再建支援法が適用となった。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 （支援法施行令）	適用条件（住家被害）	
			全壊	半壊
札幌市	9 月 6 日（木）	第 1 条第 2 号	10 以上	-



### (3) 自衛隊の災害派遣要請

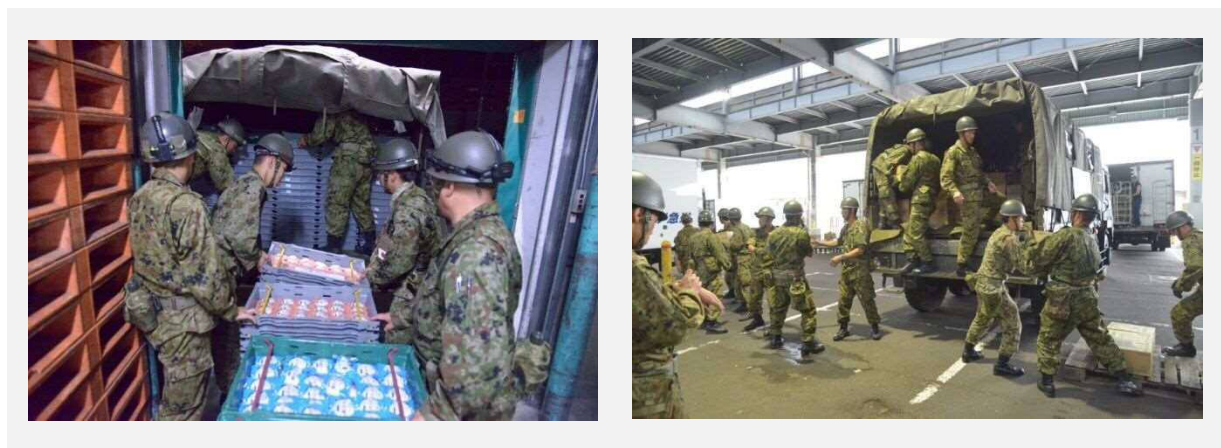
#### ア 要請の経緯

地震発生に伴い、開設した避難所へ飲料水や食品の輸送を行う必要が生じたが、協定を締結している民間事業者のドライバー等が被災したことに加え、停電により交通機関が麻痺したことにより事業所への参集が遅れたため避難所への物資の輸送が遅れる懸念があった。

そのため、物資の輸送協力を得るため、9月6日（木）16時25分に緊急的に自衛隊への派遣要請を行った。

#### イ 輸送実績

- ・部 隊 北部方面第11旅団第18普通科連隊
- ・人 員 延べ約230人
- ・車 両 延べ約80両
- ・期 間 9月6日（木）～8日（土）
- ・配送物 飲料、食料
- ・配送先 避難所・区役所等 約40ヶ所



#### ウ 入浴実績

後方支援隊により避難所の開設が長期間となった清田区の平岡南小学校で入浴支援を受けた。

月	日	時 間	入浴者数			
			男性	女性	要介護者	合計
9	8	13:00～21:00	55	69	-	124
	9	12:00～21:00	79	58	-	137
	10	12:00～21:00	32	26	5	63
	11	12:00～21:00	23	27	-	50
合計		35時間	189	180	5	374



エ 燃料給油実績

真駒内駐屯地業務隊により札幌市内の6箇所の病院が、軽油を合計791リットル給油支援を受けた。

(4) 協定に基づく支接受入状況（敬称略、順不同）

ア 災害時における燃料等供給の協力に関する協定

協定先：札幌地方石油業協同組合

内 容：合計4社（北海道エネルギー株式会社、出光興産株式会社、中和石油株式会社、株式会社アイックス）の87施設での給油等

イ 災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定

協定先：一般社団法人北海道LPガス協会石狩支部

内 容：LPガス及び使用に必要となる器具の提供

ウ 災害時における緊急輸送等に関する協定

協定先：一般社団法人札幌ハイヤー協会

内 容：職員の緊急輸送

エ 災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定

協定先：公益財団法人札幌国際プラザ

内 容：災害多言語支援センターの設置・運営

オ 災害時における相談業務の応援に関する協定

協定先：札幌地域災害復興支援士業連絡会

内 容：北海道胆振東部地震により被災した市民の生活再建に関する相談

カ 札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定

協定先：一般社団法人札幌市医師会、一般社団法人札幌歯科医師会、一般社団法人札幌薬剤師会

内 容：会員施設の被災状況の確認、医療機関間の患者の受入調整、保健医療調整会議への出席

- キ 災害時における動物救護活動に関する協定  
 協定先：公益財団法人北海道獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会、  
 （協定外）一般社団法人札幌市小動物獣医師会 ※協定の締結は  
 無いが同様の協力  
 内 容：平成 30 年北海道胆振東部地震ペット救護対策協議会を設置し、  
 被災ペットの負傷・体調不良に関する相談対応等を実施
- ク 災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定  
 協定先：札幌市老人福祉施設協議会、札幌市知的障がい福祉協会、札幌市  
 身体障がい者福祉事業連携協議会、一般社団法人北海道老人保健  
 施設協議会  
 内 容：災害時における要配慮者の緊急受け入れ等に関する協力
- ケ 災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定  
 協定先：イオン北海道株式会社、株式会社伊藤園、サッポロホールディン  
 グス株式会社、株式会社セコマ、日糧製パン株式会社、株式会社  
 セブン-イレブン・ジャパン、生活協同組合コープさっぽろ、株式  
 会社 LIXIL ビバ  
 内 容：避難場所へ食料や飲料、割り箸等の提供
- コ 災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定  
 協定先：片桐機械株式会社  
 内 容：清田区の避難所に仮設トイレを優先設置
- サ 札幌市と札幌市全区災害防止協力会連絡協議会との災害時における連携  
 協力に関する協定  
 協定先：札幌市全区災害防止協力会連絡協議会  
 内 容：土木施設の被害調査、災害応急対策等、土木施設の緊急・応急対  
 策に係る点検・調査等
- シ 札幌市と札幌市測友会との災害時等における連携協力に関する協定  
 協定先：札幌市測友会  
 内 容：札幌市公共基準点の巡視確認
- ス 災害時における下水道技術支援協力に関する協定  
 協定先：公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部、株式  
 会社 NJS 東部支社札幌事務所、株式会社日水コン北海道支所、株  
 式会社帝国設計事務所、株式会社ドート、株式会社東洋コンサル  
 タント北海道支社、日本水工設計株式会社札幌事務所、パシフィ  
 ックコンサルタンツ株式会社北海道支社  
 内 容：下水道管路施設の二次調査（TV カメラ調査）及び災害査定資料  
 作成に係る技術支援協力

- セ 災害時における下水道管路の復旧調査等に関する協定  
 協定先：札幌下水道災害支援協力会、株式会社クリーンアップ、協業組合  
 公清企業、株式会社北海道グリーンメンテナンス、道興建設株式  
 会社、株式会社東部清掃、株式会社管研、株式会社 TMS 工業、東  
 洋ロードメンテナンス株式会社、北海道ロードメンテナンス株式  
 会社、大善建設株式会社、ドレインメンテック株式会社、株式会  
 社水谷組、株式会社大伸、三益工業株式会社  
 内 容：下水道管路施設の二次調査（TV カメラ調査等）
- ソ 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定  
 協定先：住宅金融支援機構（北海道支店）（協定外）一般社団法人日本曳  
 家協会、地盤品質判定士協議会、一般社団法人北海道建築士事務  
 所協会 ※協定の締結は無いが同様の協力  
 内 容：融資・被災建物に関する相談窓口への相談受付員の派遣
- タ 災害時における市有施設の応急修理等に関する協定  
 協定先：札幌中小建設業協会  
 内 容：被災家屋等の撤去
- チ 災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定  
 協定先：札幌市管工事業協同組合、一般財団法人札幌市水道サービス協会  
 内 容：応急給水活動の支援や給水袋の提供
- ツ 災害時等における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する札  
 幌市とイオン北海道株式会社との相互協定  
 協定先：イオン北海道株式会社桑園店  
 内 容：NICU や入院患者に必要なミルクや飲料・食料の提供
- テ 災害時における物資調達に関する協定  
 協定先：株式会社北海道ファミリーマート、株式会社フクリ企画サービス  
 内 容：食料の提供
- ト 災害時における駐車場の使用に関する協定  
 協定先：アサヒビール株式会社北海道工場、スーパーアークス北 24 条店  
 内 容：参集職員・団員の駐車場の使用
- ナ 豊平区内の災害発生時等における非常放送に関する協定  
 協定先：株式会社エフエムとよひら  
 内 容：火災予防の放送
- ニ 札幌市中央区の区域内に所在する公共土木施設における災害時の協力体  
 制に関する実施協定  
 協定先：中央区災害防止協力会  
 内 容：緊急輸送道路のパトロール、トンネル通行止めに係る安全施設の  
 設置

- ヌ 札幌市北区の区域内に所在する公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定  
協定先：北区災害防止協力会  
内 容：安全施設の設置、陥没復旧等
- ネ 札幌市と札幌市設計同友会における災害時等の連携協力に関する協定  
協定先：札幌市設計同友会  
内 容：橋梁緊急点検、その他土木施設の緊急及び応急対策に係る点検・調査等
- ノ 北区安心して暮らせるぬくもりの街連携協定  
協定先：北海道コカ・コーラボトリング株式会社  
内 容：飲料の提供
- ハ 札幌市東区の区域内に所在する公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定  
協定先：東区災害防止協力会  
内 容：安全施設の設置、道路の仮復旧、道路パトロール、公園施設等復旧・倒木処理
- ヒ 札幌市白石区の区域内における災害時の協力体制に関する実施協定  
協定先：白石区災害防止協力会  
内 容：道路パトロール、被災箇所の復旧等
- フ 札幌市厚別区の区域内に所在する公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定  
協定先：厚別区災害防止協力会  
内 容：道路パトロール、陥没復旧等、公園施設等復旧・倒木処理
- ヘ 札幌市豊平区防災対策の推進に資する協力体制に関する協定  
協定先：豊平区災害防止協力会  
内 容：道路パトロール、倒木等の処理
- ホ 札幌市清田区防災対策の推進に資する協力体制に関する協定  
協定先：清田区災害防止協力会  
内 容：道路・公園施設等の復旧作業
- マ 札幌市南区の区域内に所在する公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定  
協定先：南区災害防止協力会  
内 容：被災箇所の復旧作業
- ミ 災害発生時等における非常放送に関する協定書  
協定先：株式会社らむれす  
内 容：避難場所や給水所の開設状況等を非常放送で市民に提供

- ム 札幌市西区の区域内に所在する公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定  
協定先：西区災害防止協力会  
内 容：崖地などの危険箇所のパトロール
- メ 防災連携協定  
協定先：北海道科学大学  
内 容：校舎を開放し被災者の受け入れ等
- モ 札幌市手稲区の区域内に所在する公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定  
協定先：手稲区災害防止協力会  
内 容：危険箇所パトロール及び倒木の恐れのある路傍樹の除去
- ヤ さっぽろまちづくりパートナー協定  
協定先：イオン北海道株式会社、生活協同組合コープさっぽろ、サッポロホールディングス株式会社、マックスバリュ北海道株式会社、サツドラホールディングス株式会社、日本郵便株式会社札幌市内郵便局、株式会社アインホールディングス  
内 容：生活物資・飲料水等の提供

(5) 震災復興支援寄付金（敬称略、順不同）

北葉実業株式会社 代表取締役 山下 征夫、株式会社NTTネクシア、札幌砕石共販協同組合、東区栄西連合町内会 会長 大竹 實、株式会社ほくほくファイナンシャルグループ 取締役社長 庵 栄伸、晶栄株式会社、アクサ生命保険株式会社 取締役代表執行役社長兼 CEO ニック・レーン、日立造船株式会社北海道支社、株式会社イー・ナック、札幌土建工業株式会社安全衛生協力会 会長 西谷 吉人、かながわIT推進会、真如苑、日本信号株式会社 代表取締役 塚本 英彦、株式会社開発工営社、株式会社開発工営社 役員一同、一般社団法人日本補償コンサルタント協会北海道支部長 中野 芳、有限会社石井自動車、市立札幌啓北商業高等学校 同窓会関東支部、東京札幌会、札幌市全区災害防止協力会連絡協議会、公益財団法人イオンワンパーセントクラブ、一般社団法人札幌空調衛生工事業協会 会長 池田 薫、松尾建設株式会社 代表取締役社長 松尾 哲吾、株式会社宮田自動車商会 代表取締役社長 宮田 祐市、株式会社北海道熱供給公社、日本教職員組合 中央執行委員長 岡島 真砂樹、医療法人社団郁栄会、千駄ヶ谷大通り商店街振興組合と北海道150年みらい事業「せんだがや餅つき」北海道ブース、株式会社日立ビルシステム社友会 理事長 飯村 悟、池田煖房工業株式会社 代表取締役社長 池田 薫、杉原建設株式会社 代表取締役 八木 一男、杉原建設株式会社協力会（杉栄会）、杉原建設職員共済会、札幌中央ライオンズクラブ 会長 畠中 秀幸、熊本中央ライオンズ

クラブ 会長 大村 豊、服部 早苗、広野 達也、小暮 輝久、  
和田 大志、五十嵐 ゆかり、森川 恭孝、五味 健太郎、前田 好弘、  
鶴巻 治男、佐竹 邦斗、織田 和之、馬場 敏、清水 重厚、堀田 路雄、  
堀川 武晴、飯野 孝、木下 勝寿、飯田 知弘、山谷 義治、数納 壽、  
田中 厚夫、畔柳 光、BORN TO YOG、赤間 祐也、中村 修康、  
近藤 智司、新沼 哲也、清水 桃子、竹井 慎、金光 憲明、  
西島 ひとみ、田中 久仁彦、鈴木 克典

(6) 災害義援金（敬称略、順不同）

株式会社太陽グループ、小竹 正剛、新日本空調株式会社、日本電気株式会社、株式会社コンサドーレ、株式会社北海道日本ハムファイターズ、イオン株式会社（イオン北海道株式会社、マックスバリュ北海道株式会社含む）、株式会社アインホールディングス、国際ソロプチミストアメリカ日本北リジョン、株式会社アクティオホールディングス（株式会社アクティオ、株式会社共成レンテム含む）、北海道生活協同組合連合会、サッポロホールディングス株式会社、サッポログループ従業員有志一同、一般社団法人日本曳家協会、札幌弱電設備業協同組合、一般社団法人札幌電設業協会、大東・全幸経常共同企業体、株式会社スカイ・コーポレーション、北雄ラッキー株式会社、北海道中央バスグループ、太平電業株式会社、株式会社常陽銀行、常陽銀行ボランティア倶楽部、株式会社マルハン、株式会社熊谷組、札幌競馬場およびウインズ札幌、一般社団法人日本調教師会、日本騎手クラブ、岐阜県砕石工業組合、札幌市もいわ地区センター運営委員会

(7) さぼーとほっと基金内のテーマ基金

「北海道胆振東部地震被災者支援活動基金」（敬称略、順不同）

株式会社宮田屋珈琲、札幌駅前通まちづくり株式会社、株式会社第一エンジニアリング、滝本食品株式会社、特定非営利活動法人さっされん（元気ショップ）、ミニ大通お散歩まつり実行委員会 実行委員長 遊佐 高大、落語お笑い研究会、有限会社 saintarrow5、株式会社札幌メールサービス、中定建設工業株式会社 代表取締役 会長 中西 博、桑園を元気にする会、桑園・ミニ大通倶楽部、こどものまちミニさっぽろ2018実行委員会 委員長 可児 敏章、琴似連合町内会、Alvis〜ビリヤードができること〜、さっぽろお買い物 de まちづくり推進委員会、ミニさっぽろ2018実行委員会 委員長 可児 敏章、小林 太一、谷口 美幸、北日本ボイラ株式会社 代表取締役 菊地 孝夫、North-Woman 代表 繁富 奈津子

(8) その他の支援（敬称略、順不同）

ア 避難場所・一時滞在場所・延泊関係

三井 JP、アーバンネットビル、札幌市内ホテル連絡協議会、札幌ホテル旅館協同組合、一般社団法人定山溪観光協会、札幌市中島体育センター（一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団）、大和リース株式会社札幌支店（札幌市民ホール指定管理者）、学校法人札幌慈恵学園 札幌新陽高等学校、一般社団法人札幌勤労者職業福祉センター札幌サンプラザ、北栄会館運営委員会、NPO 法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク、株式会社スポーツピア北海道青少年会館 Compass、合同容器株式会社、ウォレットジャパン株式会社

イ 飲料・食料関係

北海道コカ・コーラボトリング株式会社、株式会社ロジネットジャパン、株式会社丸市岡田商店、札幌ヤクルト販売株式会社、イオン札幌平岡店、大鵬薬品工業株式会社札幌支店、株式会社ツルハ、生活共同組合コープさっぽろ、福山醸造株式会社、はま崎仕出し店、株式会社 Jファーム、NPO 法人 THK 連盆会、新道東町内会、さっぽろひかり福祉会、晃苗町内会、苗穂中央会館運営委員会、学校法人清明学園、株式会社ブルボン北海道営業所、株式会社フォーシーズ北海道支部、株式会社イノアックコーポレーション札幌営業所、白石観光株式会社、株式会社ラピティ、ホテルエミシア札幌、株式会社エ・アロール、新札幌名店会、あつべつ・たすけ愛ふくろう、餃子の王将 新さっぽろ店、株式会社ドラゴン・アロー、ミートスミス厚別店、定食とお弁当の店「中ちゃん」、株式会社レバンガ北海道、マックスバリュ北海道株式会社ザ・ビッグ西岡店、SMBC 日興証券株式会社、日本生命保険相互会社札幌支社、株式会社ナック、大塚製薬株式会社、第一生命保険株式会社清田営業オフィス、一般社団法人美容コミュニケーション推進機構、MONO 株式会社名水うどん野々傘、日糧パン株式会社、株式会社オーシャンシステム 宅配事業部 ヨシケイ北海道、株式会社ジェイコム札幌、株式会社はなまる、株式会社クリエイティブオフィスキュー、株式会社クラウドエヌ ORIENTAL LOUNGE EVE、札幌市立美しが丘小学校親睦会、グループホーム清田ファミリーユ、創作旬菜 NEXT、株式会社ベルコ札幌清田店 店長 武田 幸己、札幌清田ライオンズクラブ、株式会社タナカバナナ、合同会社コクドウ、札幌市赤十字奉仕団北野分団

ウ 運搬関係

佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社

エ 給油関係

中和石油株式会社、株式会社アイックス、株式会社シンワ商会、北海道エ



- ネルギーセルフ手稲店
- オ ゴミ収集・処理関係  
株式会社札清、協業組合公清企業、豊平公益株式会社、株式会社東部清掃、札幌第一清掃株式会社、株式会社札幌中央清掃社、大八清掃株式会社、北清企業株式会社、株式会社ホクセツ
- カ 衛生・薬品関係  
ヤクハン製薬株式会社、株式会社ほくやく、株式会社スズケン、吉田製薬株式会社、緑ヶ丘ファミリー歯科、一般社団法人日本保険薬局協会、エーザイ株式会社
- キ 下水道管路施設の調査点検・維持作業関係  
協業組合公清企業、株式会社クリーンアップ、株式会社北海道グリーンメンテナンス、株式会社水谷組、北海道ロードメンテナンス株式会社、大善建設株式会社、東洋ロードメンテナンス株式会社、株式会社管研、株式会社大伸、道興建設株式会社、株式会社サンケー興業、株式会社東部清掃、豊平公益株式会社、株式会社 TMS 工業、ドレインメンテック株式会社、三益工業株式会社
- ク 下水道管路施設の応急復旧作業関係  
ひまわり建設株式会社、株式会社北創、株式会社米山土建、株式会社皆善工業、株式会社平成道路、株式会社丸洋鈴木組、株式会社北海道グリーンメンテナンス、株式会社園建、丸栄山下建設株式会社、株式会社おおしま建設、三陽興発株式会社、立協工業株式会社、鹿島舗道工業株式会社、北陽道路工業株式会社、道央環境株式会社、株式会社里塚総業、株式会社ジーエル実業、マルコー開発株式会社、株式会社マルナカ・ナカノ工業、中定建設工業株式会社、興新建設株式会社
- ケ 河川管理施設の調査点検・設備の緊急運転確認・復旧関係  
青木工業株式会社、株式会社 TENGU、プラント技販工業株式会社、石垣メンテナンス株式会社北海道支店、極東サービスエンジニアリング北海道株式会社、ワコオ工業株式会社、株式会社日立テクノロジードサービス北海道営業所、株式会社荏原製作所北海道支社、株式会社鶴見製作所北海道支店、北日本重機株式会社、協業組合公清企業、株式会社エーティック、共創技建株式会社
- コ 道路調査・復旧関係  
大同舗道株式会社、株式会社帝国設計事務所、ジオ・サーチ株式会社、丸栄山下建設ほか 10 社道路維持除雪共同企業体、道央舗道ほか 11 社道路維持除雪共同企業体、前田道路株式会社北海道支店、明治コンサルタント株式会社、中央開発株式会社札幌支店、北電総合設計株式会社、株式会社真成ロード、道央舗道株式会社、ノースロード株式会社、道央環境株式会社、共創技建株式会社、丸エム南建設株式会社、晃亜興業株式会社、大林

道路株式会社北海道支店、株式会社北海道ロードサービス、株式会社剛伸、丸彦渡辺建設株式会社、株式会社佐野重機、株式会社花井柳川、朝倉土建工業株式会社、東海建設工業株式会社、道路工業株式会社、株式会社丸周中村土木、株式会社岡高組、三共舗道株式会社、日本道路株式会社道央営業所、中大開発興業株式会社、株式会社水章工業、株式会社東亜エンジニアリング、東邦コンサルタント株式会社、中大ほか12社道路維持除雪共同企業体、道央環境ほか9社道路維持除雪共同企業体、上島技術コンサルタント株式会社、平清警備株式会社、ソリトン・コム株式会社、岡本ほか13社道路維持除雪共同企業体、中定ほか8社道路維持除雪共同企業体、鹿島道路ほか7社道路維持除雪共同企業体、一二三北路ほか9社道路維持除雪共同企業体、大林道路ほか12社道路維持除雪共同企業体、タイヨウほか5社道路維持除雪共同企業体、北日本重機ほか8社道路維持除雪共同企業体、日本道路ほか11社道路維持除雪共同企業体、道路工業ほか12社道路維持除雪共同企業体、三井住建道路ほか4社道路維持除雪共同企業体、新日ほか12社道路維持除雪共同企業体、東亜道路ほか10社道路維持除雪共同企業体、アイケン工業株式会社、株式会社アイネス、株式会社アリヤス設計コンサルタント、岩田地崎建設株式会社、エーテック株式会社、ガイア工業株式会社、開発運輸建設株式会社、株式会社開発調査研究所、鹿島道路株式会社北海道支店、鹿島舗道工業株式会社、北開工営株式会社、株式会社木下工業、株式会社共同道路工業、協友建設工業株式会社、共和コンサルタント株式会社、株式会社ケイジー技研、株式会社興陽技研、小林建設株式会社、株式会社さがら設計事務所、株式会社札清、札建工業株式会社、札幌建設運送株式会社、三治建設株式会社、サンロード建設工業株式会社、株式会社シビテック、ダイシン設計株式会社、大林道路株式会社北海道支店、株式会社ダイヤコンサルタント、中央コンサルタント株式会社、勉建設株式会社、東亜道路工業株式会社北海道支社、道央建設工業株式会社、東工開発株式会社、道邦工業株式会社、道立工業株式会社、株式会社土木技術コンサルタント、パシフィックコンサルタント株式会社、パブリックコンサルタント株式会社、株式会社ヒノデ工業、一二三北路株式会社、ひまわり建設株式会社、株式会社ホクスイ設計コンサル、北央道路工業株式会社、北陽道路工業株式会社、株式会社北海道近代設計、北海道ニチレキ工事株式会社、北海道ロード建設株式会社、株式会社北海メンテナンス、丸栄山下建設株式会社、株式会社丸富常盤産業、メルテックコンサルタント株式会社、株式会社山口工業、株式会社米山土建、株式会社リブテック、和光技研株式会社、安田興業株式会社、岡本興業株式会社、開建工業株式会社、株式会社開発工営社、宮浦興業株式会社、株式会社構研エンジニアリング、株式会社札幌電商社、三井住建道路株式会社北海道支店道央営業所、三道工業株式会社、杉原建設株式会社、大成ロテック株式会社道央事業所、大富工業株式会社、株式会社大明電気、中定建設工業株

株式会社、株式会社長大、株式会社田宮設計事務所、株式会社田西設計コンサル、東舗建設株式会社、道建工事株式会社、道雄建設株式会社、日本工営株式会社、富士建設株式会社札幌支店、舗道工業株式会社、株式会社豊水設計、株式会社北海道グリーンメンテナンス、北海道道路エンジニアリング株式会社、北海道士木設計株式会社、北武コンサルタント株式会社、株式会社北舗、株式会社雄光電設、株式会社ドーコン、タイヨウ株式会社、ムトウ建設工業株式会社、北王設計コンサルタント株式会社、株式会社北海道技術コンサルタント、株式会社赤沼測量設計、アルスマエヤ株式会社、株式会社エル技術コンサルタント、大西測量設計株式会社、開成コンサルタント株式会社、株式会社北日本工事測量、北日本測地株式会社、株式会社北未来技研、株式会社共立測量設計、株式会社極東コンサルタント、建基コンサルタント株式会社、サカ測量設計株式会社、株式会社佐川測量社、株式会社サッコウ測地、株式会社佐藤測量、株式会社ジオリサーチ、スミセキ・ジオテクノ株式会社、株式会社高崎、株式会社タケカワ総合コンサルタント、株式会社武田測量設計事務所、千廣測量株式会社、株式会社東研測量、株式会社道測テクニス、東和コンサルタント株式会社、日建コンサルタント株式会社、日測技研株式会社、株式会社ハイデックス・和島、株式会社白広測量、北盟測量株式会社、北海航測株式会社、株式会社牧野測量、株式会社松木測量、明成コンサルタント株式会社、株式会社山調住建コンサルタント、ランド・スペース・ワークス株式会社、札幌中小建設業協会、株式会社復建技術コンサルタント、株式会社北工業、札幌重機工業株式会社、マルミプラス株式会社、丸新産業株式会社、株式会社ミカタ、株式会社北創、有限会社松井商事、株式会社平成道路、丸高北進建設株式会社、株式会社今井建設工業所、株式会社皆善工業、シンコー建設工業株式会社、株式会社佐藤萬香園、株式会社ホクト造園、株式会社アート造園、大功建設株式会社、ムイネ観光開発株式会社、株式会社ニューオリオン工業、株式会社グリーン田中、株式会社スペース・デザイン工業、株式会社サンコー緑化、株式会社創建、白翔建設株式会社、北日本重機株式会社、立協工業株式会社、株式会社ケンウン、八晃電気株式会社、双豊電気株式会社、小倉電気工事株式会社、今井電機株式会社、有限会社中澤電気商会、東日本電気工事株式会社、ティエス電設株式会社、株式会社鳴海電業、有限会社桑電舎、株式会社石山電気商会、株式会社櫛引電気工事、株式会社坪谷電気、今電設工業株式会社、有限会社キョウデン、札幌中小建設業協会

#### サ 公園復旧・倒木処理関係

鹿島道路ほか7社道路維持除雪共同企業体、一二三北路ほか9社道路維持除雪共同企業体、大林道路ほか12社道路維持除雪共同企業体、札幌北グリーンメンテナンス特定共同企業体、四宮・萬香園・ワールド特定共同企業体、ホクト・庭苑・市川特定共同企業体、アート・日本緑化工特定共

同企業体、大和開発・緑創舎特定共同企業体、マルミプラス・道央・豊島・ドモン特定共同企業体、みどりみらいプロジェクトグループ、北海道造園コンサルタント・東洋実業コンソーシアム、白石グリーンメンテナンス特定共同企業体、雪印種苗・サンコー・北国特定共同企業体、四宮・有末・サンコー特定共同企業体、真栄・森島・新菱特定共同企業体、森・コクサク・北海特定共同企業体、雪印種苗・湯川・坂緑化特定共同企業体、株式会社四宮造園、雪印種苗株式会社、株式会社マジマ造園土木、株式会社コクサク、札幌農林株式会社、株式会社森造園、北方緑化工業株式会社、株式会社真鍋造園、株式会社岩本石庭、有末・緑化リサーチ・札幌緑興特定共同企業体、森・マジマ・石山特定共同企業体、岩本・細田・集楽園特定共同企業体、株式会社KITABA、有末・コクサク・平野・真栄緑化特定共同企業体、オイレスECO株式会社、加藤建設株式会社、北道工業株式会社、恒星設備株式会社、道路工業株式会社、札幌日信電子株式会社、株式会社札幌緑化センター、サンロード建設工業株式会社、三益工業株式会社、清和建設株式会社、園建・横浜・竹内特定共同企業体、株式会社大仙札幌支店、拓友道路株式会社、中央開発株式会社、中大開発興業株式会社、月寒公園パークライフコンソーシアム、株式会社テラダ、株式会社天馬工業、ナカノ建設株式会社、株式会社南香園、株式会社ニットメンテナンス、日本道路株式会社、北海道ラップ株式会社、柳原建設株式会社、株式会社ユーテクス、四宮・緑興・北広島特定共同企業体、株式会社開発調査研究所、株式会社北工業、札幌重機工業株式会社、マルミプラス株式会社、丸新産業株式会社、株式会社ミカタ、株式会社北創、有限会社松井商事、株式会社平成道路、丸高北進建設株式会社、株式会社今井建設工業所、株式会社皆善工業、シンコー建設工業株式会社、株式会社佐藤萬香園、株式会社ホクト造園、株式会社アート造園、大功建設株式会社、ムイネ観光開発株式会社、株式会社ニューオリオン工業、株式会社グリーン田中、株式会社スペース・デザイン工業、株式会社サンコー緑化、株式会社創建、鹿島道路株式会社北海道支店、株式会社共同道路工業、株式会社北海道グリーンメンテナンス、一二三北路株式会社、株式会社丸周中村土木、ひまわり建設株式会社、株式会社米山土建、勉建設株式会社、大林道路株式会社北海道支店、コクサク・雪印種苗特定共同企業体、マジマ・北方・コクサク特定共同企業体、真鍋・農林・森特定共同企業体、北方・岩本・真鍋特定共同企業体、横浜植木株式会社北海道支店、緑豊建設株式会社札幌支店、日本緑化工株式会社、株式会社グリーンワールド、有限会社札幌庭苑サービス、株式会社市川造園、大和開発工業株式会社、株式会社緑創舎、道央緑化株式会社、株式会社豊島造園、株式会社ドモン・グリーン・サービス、日本体育施設株式会社北海道営業所、株式会社北海道造園コンサルタント、株式会社東洋実業、北国緑化株式会社、株式会社有末造園、株式会社平野造園、株式会社真栄緑化土木、株式会社北広造園土木、株式会社園建、株

株式会社竹内造園、株式会社真栄造園、有限会社森島緑成園、新菱庭園企画株式会社、北海緑化興業株式会社、株式会社湯川造園、株式会社坂緑化工業、株式会社緑化リサーチ、株式会社札幌緑興、株式会社森造園土木、石山造園株式会社、株式会社細田造園、株式会社集楽園、公益財団法人札幌市公園緑化協会、中央開発株式会社札幌支店、拓友道路株式会社札幌本店、日本道路株式会社道央営業所

シ 発電機・携帯電話充電関係

株式会社ヨドバシカメラ、株式会社 INFORICH、三井住建道路株式会社北栄東町内会、元町二区町内会、有限会社トミタ、有限会社トーシン

ス 物資関係

株式会社富士メガネ、前澤化成工業株式会社北日本支店北海道営業所、日本衛生株式会社、株式会社コクサク、株式会社 Arts

セ 応急仮設住宅の受付開始時に窓口対応

北海道宅地建物取引業協会、全国賃貸住宅経営者協会連合会（北海道支部）、全日本不動産協会（北海道本部）

ソ 安否確認関係

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会・各区社会福祉協議会、札幌市民生委員児童委員協議会、各区民生委員児童委員協議会、各区連合町内会等

タ 病院運営関係

アートチャイルドケア株式会社、株式会社ムトウ、株式会社モロオ、森永乳業北海道株式会社、アイクレオ株式会社、（現・江崎グリコ株式会社）、株式会社明治、有限会社アイエスアイ、株式会社 LEOC、公益財団法人札幌市給食会、株式会社畔田商店、株式会社札幌カネキ南波商店、株式会社富士食品、株式会社丸一泉商店、株式会社かね彦、北基サービス株式会社、北海道エア・ウォーター株式会社札幌産業支店、株式会社竹山

チ その他

KDDI 株式会社北海道総支社、富士通株式会社北海道支社、ランゲージワン株式会社、株式会社ブリックス、株式会社イー・シー・プロ、株式会社ベルックス、株式会社大塚商会札幌支店、グローバルデザイン株式会社、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社北海道社、富士ゼロックス北海道株式会社、株式会社神戸製鋼所、株式会社サニックス、札幌市月寒体育館（一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団）、ダイイチ発寒中央駅前店、株式会社豊多ことに TV、公益社団法人北海道勤労者医療協会勤医協札幌病院、明光義塾新さっぽろ教室、ホクビサービス株式会社、シンレキ工業株式会社、公益社団法人札幌市シルバー人材センター、東和産業株式会社、札幌総合情報センター株式会社、国際航業株式会社、東和産業株式会社、日本データサービス株式会社、株式会社アド・ビューロー岩泉

## 資料3 避難所の対応状況

### 1 避難所の開設・運営状況

#### 【避難所の運営状況（各区）】

	開設した 避難所	キーボックスを 使用した避難所		避難者名簿を 作成した避難所		備蓄物資を使用 した避難所		ペット同行避難者を 受け入れた 避難所		ペット用の室内 スペースを設置 した避難所		福祉避難 スペースを設置 した避難所		外国人避難者 を受け入れた 避難所	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
中央区	24	0	0.00%	21	87.50%	23	95.83%	0	0.00%	0	0.00%	1	4.17%	8	33.33%
北区	44	2	4.55%	30	68.18%	33	75.00%	0	0.00%	0	0.00%	1	2.27%	5	11.36%
東区	37	0	0.00%	20	54.05%	20	54.05%	1	2.70%	0	0.00%	0	0.00%	2	5.41%
白石区	32	1	3.13%	21	65.63%	31	96.88%	13	40.63%	5	15.63%	7	21.88%	3	9.38%
厚別区	24	0	0.00%	24	100.00%	20	83.33%	2	8.33%	0	0.00%	0	0.00%	5	20.83%
豊平区	31	0	0.00%	27	87.10%	30	96.77%	3	9.68%	1	3.23%	4	12.90%	3	9.68%
清田区	21	0	0.00%	21	100.00%	15	71.43%	5	23.81%	2	9.52%	6	28.57%	0	0.00%
南区	32	1	3.13%	24	75.00%	26	81.25%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	3	9.38%
西区	29	0	0.00%	0	0.00%	23	79.31%	2	6.90%	1	3.45%	0	0.00%	2	6.90%
手稲区	26	0	0.00%	18	69.23%	16	61.54%	3	11.54%	0	0.00%	2	7.69%	0	0.00%
合計	300	4	1.33%	206	68.67%	237	79.00%	29	9.67%	9	3.00%	21	7.00%	31	10.33%

#### 【避難所内で不足していた主な物資】

	寝袋	毛布	食料	水	ラジオ	ランタン	ミルク	オムツ	発電機	懐中電灯	マッチ・ライター等
中央区	0	1	3	0	0	6	0	0	0	0	0
北区	1	2	2	0	2	8	3	3	0	0	0
東区	1	1	4	3	0	0	1	2	0	0	1
白石区	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
厚別区	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
豊平区	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
清田区	0	2	0	9	0	10	0	0	2	12	7
南区	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
西区	0	0	1	9	1	4	0	1	5	0	2
手稲区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	6	13	22	6	28	5	6	7	12	10

(箇所)

車中泊避難者がいた避難所	避難所内で使用した主な備蓄物資										
	寝袋	毛布	アルファ米	クラッカー	オムツ	ミルク	ランタン	ラジオ	生理用品	簡易便座	
1	4.17%	18	23	22	16	0	0	0	0	0	0
0	0.00%	22	32	33	0	1	0	0	0	0	0
2	5.41%	20	20	20	20	0	0	20	0	0	0
5	15.63%	26	31	30	24	6	2	15	23	1	6
2	8.33%	14	17	17	17	0	0	0	0	0	4
0	0.00%	22	30	28	0	0	0	0	0	0	8
4	19.05%	15	15	15	15	0	0	15	0	0	0
0	0.00%	17	22	15	13	4	2	10	7	0	0
0	0.00%	15	18	22	17	5	0	0	0	1	3
0	0.00%	13	13	14	12	0	0	0	0	0	3
14	4.67%	182	221	216	134	16	4	60	30	2	24

乾電池	無線の充電機	ごみ袋	ブルーシート	その他
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	7	0	トイレ紙(3)、ガスボンベ、ボールペン、紙コップ、お茶、ウェットティッシュ、養生テープ、消毒液、救急セット
0	0	0	0	簡易便座
0	0	0	0	
0	0	0	0	紙コップ
5	0	5	1	ガスコンロ、ガスボンベ(2)、ティッシュ、紙コップ(2)、ほ乳瓶、就寝用マット等
1	0	1	0	電池式バッテリー
1	4	0	4	バケツ、照明器具(ランタン以外)、ガスボンベ(2)、ガスコンロ、ござ、固定電話、電話充電機、暖房
0	0	0	0	
7	4	13	5	